東京都防災ガイドブック

音声コード掲載版

この冊子には、音声コードが各ページ右下、左下に印刷されています。

東京都防災twitterでは最新の防災情報を発信中

ユーザー名：@tokyo_bousai

東京都防災

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/

「東京防災」公式キャラクター
防サイくん

東京都

INDEX【目次】

■ 第１部　はじめに …… 3

■ 第２部　自然災害に対する備え …… 3
1　自然災害のリスク …… 3
（1）地震 …… 3
（2）風水害 …… 10
（3）火山 …… 11
2　日頃からの備え …… 12
（1）家庭での備え …… 12
（2）事業所での備え …… 16
（3）地域での備え …… 17
3　災害時の対応 …… 18
4　要配慮者への支援 …… 21
5　いざというときのための情報 …… 23
（1）家族等との安否確認手段 …… 23
（2）災害時の情報収集 …… 24
（3）交通規制図 …… 25
（4）災害時給水ステーション（給水拠点）一覧 …… 26
（5）災害拠点病院一覧 …… 28
6　都の主な対策 …… 30
（1）耐震化の推進 …… 30
（2）木造住宅密集地域への対策 …… 32
（3）ライフラインの震災対策 …… 35
（4）高潮・津波対策 …… 37
（5）地域防災力向上の推進 …… 39
（6）帰宅困難者対策 …… 40
（7）風水害対策 …… 42
（8）火山災害対策 …… 44
（9）医療救護対策 …… 45
（10）震災復興対策 …… 46
（11）防災知識の普及・啓発 …… 47

■ 第３部　その他の危機管理 …… 49
1　新型インフルエンザ …… 49
2　大規模事故等 …… 52
3　武力攻撃事態等 …… 53

■ 第４部　都の危機管理体制 …… 55
1　東京都地域防災計画 …… 55
2　セーフ シティ東京防災プラン …… 55
3　都の危機管理体制 …… 56
4　防災訓練 …… 57

■ 第5部　資料編 …… 59
東京における過去の主な災害 …… 59
防災に関する学習や体験ができる施設 …… 62
区市町村防災担当窓口一覧 …… 63
防災に関するお問合せ …… 裏表紙

第1部　はじめに

東京は、首都直下地震や台風などの自然災害に加え、テロや大規模事故、感染症拡大などの様々な脅威に直面しています。

本書は、東京都の防災への取組を多くの方々に知っていただくために発行しています。

自助、共助、公助の重要性

災害の被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助それぞれが、災害対応力を高め、連携することが重要です。

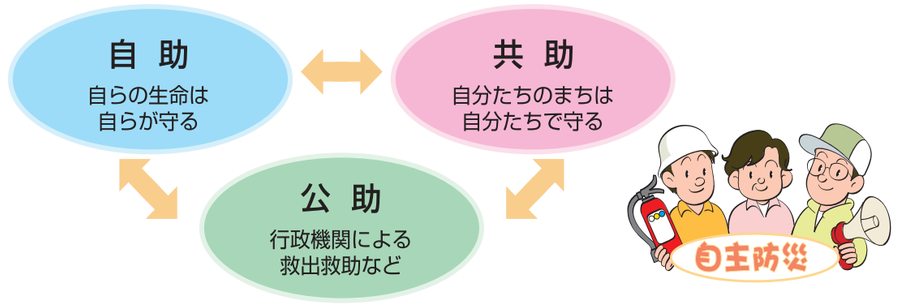

第2部　自然災害に対する備え

1　自然災害のリスク

(1) 地震

首都東京を襲う地震の想定

東京は、これまでも関東大震災などの大地震により、大きな被害を受けています。

また、東日本大震災の経験から、遠隔地の地震であっても連鎖的被害が懸念される地震があることが明らかになりました。

東京の地勢的特徴

首都東京の直下では、陸側のプレートの下に、東から太平洋プレートが、南からフィリピン海プレートが沈み込んでいます。

これらのプレート境界では、プレート先端が跳ね上がることでM8クラスの海溝型地震が発生する可能性があります。

南関東では、200～400年間隔で発生する関東大震災クラスの地震の間に、M7クラスの直下型地震が数回発生すると想定されています。

東京は、都市機能を支える電力のほか、食糧や生活必需品など多くの物資を他の地域に依存しており、首都圏以外の地震によって、電力供給停止や物流の途絶などの連鎖的被害が引き起こされることも懸念されます。

【関東周辺のプレート境界】

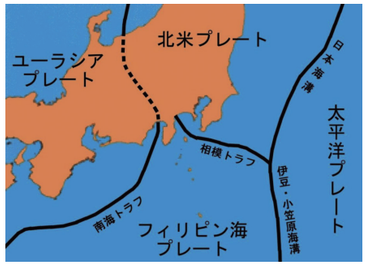

【南関東地域で発生する地震のタイプ】（内閣府 HP より）

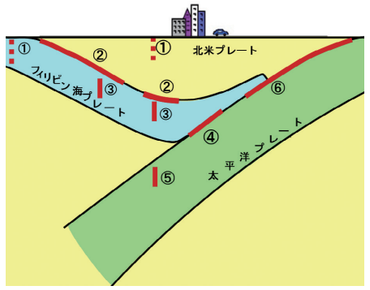

南関東地域で発生する地震の発生場所
①：地殻内の浅い地震
②：フィリピン海プレートと北米プレートとの境界の地震
③：フィリピン海プレート内の地震
④：フィリピン海プレートと太平洋プレートとの境界の地震
⑤：太平洋プレート内の地震
⑥：フィリピン海プレート及び北米プレートと太平洋プレートの境界の地震

想定される地震例（「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月）より）

たとえば、東京に最大の被害をもたらす東京湾北部地震（M7.3）では、震度7の地域が出るとともに、震度6強以上の地域が区部の約7割に及ぶと想定されています。区部の木造住宅密集地域を中心に揺れや火災による建物・人的被害が発生するほか、交通機関の停止・渋滞等に伴い大量の帰宅困難者が発生する見込です。また東京の沿岸部で最大の津波高が想定されるのは元禄型関東地震（M8.2）で、満潮時にT.P.（※）＋2.61m程度となることが想定されています。

※　東京湾平均海面のこと。

都の被害想定

①首都直下地震等

（ア）被害想定

今後30年以内に南関東で直下型大規模地震が発生する確率は70%といわれています（地震調査研究推進本部が発表）。

東京都は、東日本大震災の発生を受け、平成18年５月に公表した被害想定を全面的に見直し、平成24年４月「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表しました。概要は次のとおりです。

○ 被害の概要（冬の夕方18時・風速８m/秒）

			【首都直下地震】		【海溝型地震】	【活断層で発生する地震】
			東京湾北部地震（M7.３）	多摩直下地震（M7.３）	元禄型関東地震（M8.２）	立川断層帯地震（M7.４）
人的被害	原因別	死者	約 9,700 人	約 4,700 人	約 5,900 人	約 2,600 人
		揺れ	約 5,600 人	約 3,400 人	約 3,500 人	約 1,500 人
		火災	約 4,100 人	約 1,300 人	約 2,400 人	約 1,100 人
	原因別	負傷者	約 147,600 人	約 101,100 人	約 108,300 人	約 31,700 人
		（うち重傷者）	（約 21,900 人）	（約 10,900 人）	（約 12,900 人）	（約 4,700 人）
		揺れ	約 129,900 人	約 96,500 人	約 98,500 人	約 27,800 人
		火災	約 17,700 人	約 4,600 人	約 9,800 人	約 3,900 人
物的被害	原因別	建物被害	約 304,300 棟	約 139,500 棟	約 184,600 棟	約 85,700 棟
		揺れ	約 116,200 棟	約 75,700 棟	約 76,500 棟	約 35,400 棟
		火災	約 188,100 棟	約 63,800 棟	約 108,100 棟	約 50,300 棟
避難者の発生（ピーク：１日後）			約 339 万人	約 276 万人	約 320 万人	約 101 万人

帰宅困難者	約 517 万人

（イ）震度分布図

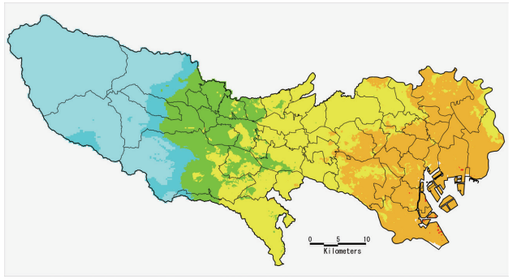

《首都直下地震》
東京湾北部地震（M7.3）

フィリピン海プレートの位置が、従来考えられていたよりも浅い場所にあることがわかったため、これまでより地表震度が大きくなっています。具体的には、震度７の地域が見られ、震度６強以上の範囲は区部の約７割となっています。

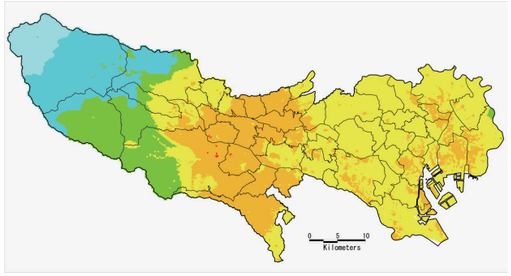

多摩直下地震（M7.3）

フィリピン海プレートの位置が、従来考えられていたよりも浅い場所にあることがわかったため、今回の想定では震度６強が主体となっています。具体的には、震度７の地域も若干見られ、震度６強以上の範囲は多摩地区の約４割となっています。

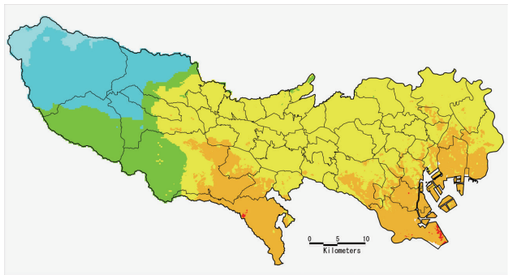

《海溝型地震》
元禄型関東地震（M8.2）

地表震度は東京都の南側で大きく、品川区、大田区及び町田市では震度６強が主体となっていますが、震度７の地域も若干見られます。

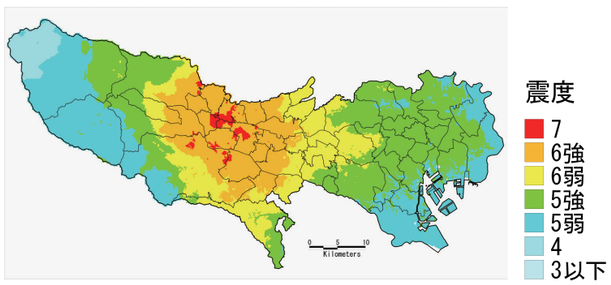

《活断層で発生する地震》
立川断層帯地震（M7.4）

地表震度は立川市を中心に震度７が想定されています。多摩地域では、震度６強以上の範囲が広がっていますが、区部では、多くの地域で震度５強となっています。

（ウ）元禄型関東地震における津波の被害想定

元禄型関東地震の津波シミュレーション結果では、地殻変動を考慮した最大津波高は東京湾沿岸部でT.P.+1.9m～+2.6m程度となっています。

また、最大波高の到達時間は最短２時間20分程度です。水門が閉鎖されている場合の東京都全域の浸水面積は、約4.8km²と少なく、主な浸水箇所は堤外河川敷などです。

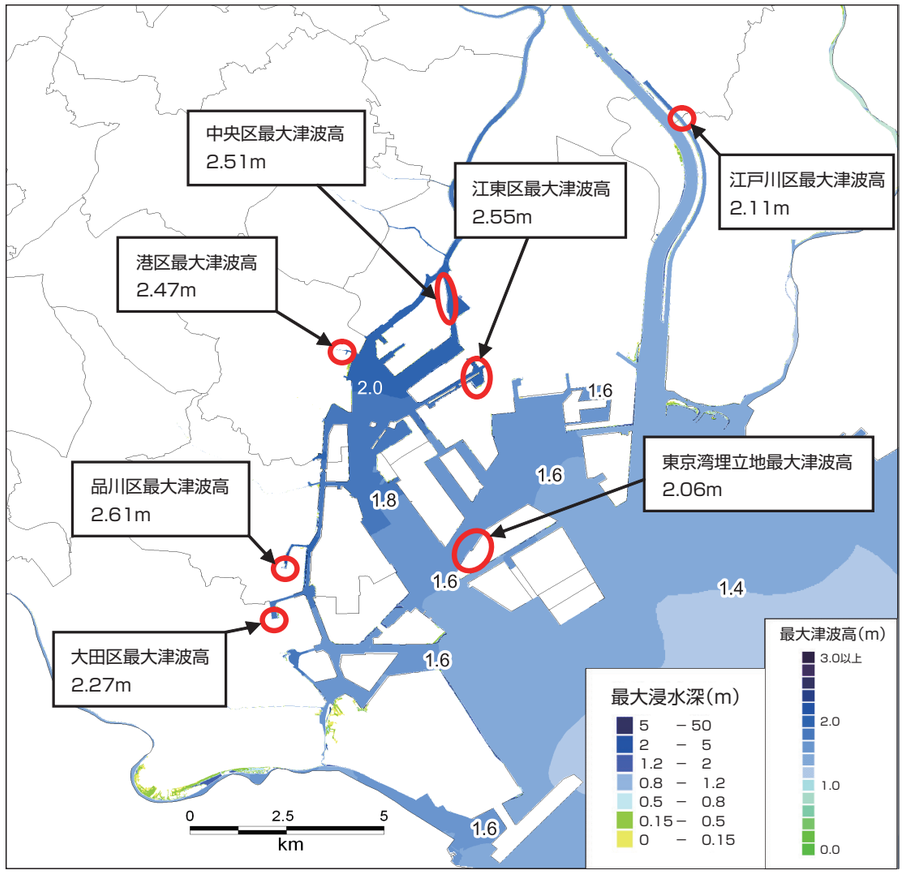

元禄型関東地震（M8.2）（行谷ほか（2011）モデル）・水門閉鎖の場合の最大津波高及び最大浸水深

②南海トラフ巨大地震等

（ア）被害想定

国は、南海トラフ巨大地震に対する具体的な対策の推進、特に津波対策を中心として実行できる対策を速やかに強化していくことが重要との認識に基づき、平成24年8月、被害想定結果を公表しました。

都は、国の被害想定結果で、被害が大きいとされた島しょ部について、詳細な被害想定を行い、平成25年5月に公表しました。想定結果の概要は、次のとおりです。

○ 被害の概要

			南海トラフ巨大地震（※）		元禄型関東地震（M8.2）	
			冬・昼間	冬・深夜	冬・昼間	冬・深夜
人的被害	原因別	死者	1,332 人	1,774 人	90 人	165 人
		揺れ等	9 人	10 人	9 人	10 人
		津波	1,323 人	1,764 人	81 人	155 人
	原因別	負傷者	63 人	90 人	78 人	100 人
		（うち重傷者）	（19 人）	（29 人）	（8 人）	（11 人）
		揺れ等	20 人	25 人	74 人	90 人
		津波	43 人	65 人	4 人	10 人
物的被害	原因別	建物被害	1,282 棟		294 棟	
		揺れ等	122 棟		171 棟	
		津波	1,160 棟		123 棟	

※南海トラフ巨大地震は、都において被害が最大となるケース。地震動はマグニチュード9.0のケース、津波はマグニチュード9.1のケースが被害が最大となる。

（イ）震度分布図

南海トラフ巨大地震の震度分布については、伊豆諸島では、一部で震度6弱が想定されますが、ほとんどの地域で震度5強から震度3となり、小笠原諸島では、震度1以下となっています。

一方、区部・多摩部のほとんどの地域で、震度5強から震度5弱となりますが、全体的に首都直下地震よりも小さい震度にとどまります。

（ウ）南海トラフ巨大地震における津波の被害想定

南海トラフ巨大地震の津波シミュレーション結果では、島しょ部で、地殻変動を考慮した最大津波高がT.P.＋30.16mとなるなど、大きな被害の発生が見込まれています。被害を小さくしていくためには、地震発生直後から迅速な避難を行う必要があります。

一方、東京湾沿岸部での最大津波高はT.P.＋2.48mで、元禄型関東地震よりも小さな数値となっており、これまでの対策を推進することで、南海トラフ巨大地震への備えとなります。

大島
（2.19m～15.76m）

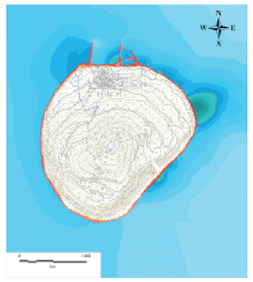
利島
（5.16m～16.18m）

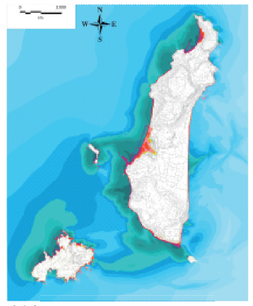
新島
（4.97m～30.16m）

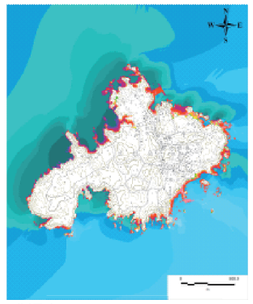
式根島
（5.1m～28.15m）

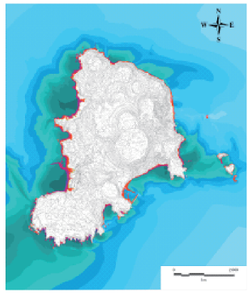
神津島
（4.72m～28.43m）

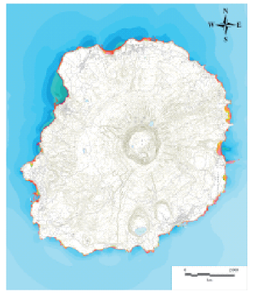
三宅島
（3.22m～16.98m）

御蔵島
（2.71m～7.37m）

八丈島
（3.28m～18.07m）

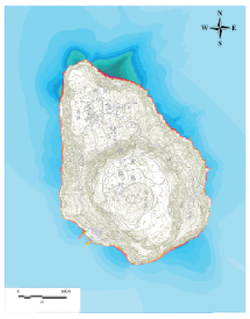
青ヶ島
（3.48m～17.68m）

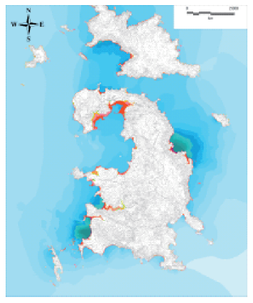
父島
（1.91m～18.52m）

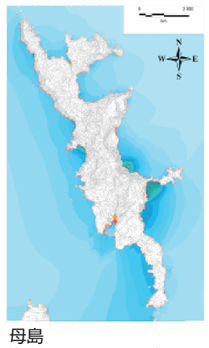
母島
（2.9m～15.91m）

最大浸水深（m）
- 20m 以上
- 10m 以上 20m 未満
- 5m 以上 10m 未満
- 2m 以上 5m 未満
- 1m 以上 2m 未満
- 0.3m 以上 1m 未満
- 0.3m 未満

最大津波高（m）
- 30m 以上
- 20m 以上 30m 未満
- 15m 以上 20m 未満
- 14m 以上 15m 未満
- 13m 以上 14m 未満
- 12m 以上 13m 未満
- 11m 以上 12m 未満
- 10m 以上 11m 未満
- 9m 以上 10m 未満
- 8m 以上 9m 未満
- 7m 以上 8m 未満
- 6m 以上 7m 未満
- 5m 以上 6m 未満
- 4m 以上 5m 未満
- 3m 以上 4m 未満
- 2m 以上 3m 未満
- 1m 以上 2m 未満
- 0m 以上 1m 未満

※カッコ内は、その島の最大津波高

地域危険度測定調査

都では、「東京都震災予防条例（現東京都震災対策条例）」に基づき、昭和50年11月に第1回（区部）の地域危険度を公表して以来、おおむね5年ごとに地震に関する地域危険度測定調査を行っており、平成30年2月に第8回目の調査結果を公表しました。地域危険度測定調査では、「建物倒壊危険度」、「火災危険度」及び「総合危険度」の3つの危険度を町丁目ごとに5ランクに分け相対的に評価しています。なお、総合危険度は災害時の活動のしやすさ（困難さ）を表す災害時活動困難度を加味して評価しています。

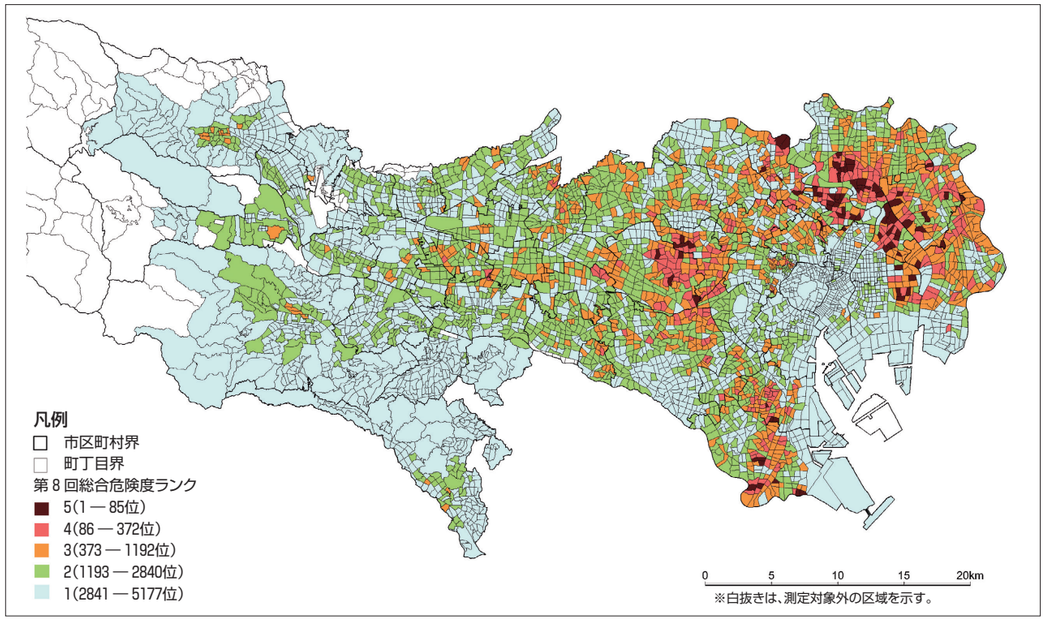

○　被害想定と地域危険度との関係

首都直下地震等による東京の被害想定	地域危険度
被害が最大になると思われる気象条件等を選定し、発生頻度の高い地震による被害を想定している。	特定の地震を想定するのではなく、全ての町丁目直下の地盤で同じ強さの揺れが生じた場合の危険性を測定している。

詳細は、http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/bosai/chousa_6/home.htm をご覧ください。

東京の液状化予測図

昭和61年度に作成した「東京の液状化予測図」について、平成23年度より見直しを行い、平成25年3月に新たな予測図を公開しました。

次のアドレスより「東京の液状化予測図」をご覧いただけます。

http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/tech/start/03-jyouhou/ekijyouka/index.html

なお、「東京の液状化予測図」は、地盤の液状化発生の可能性を目安として示すことを目的に作成したものであり、特定の地震による被害を想定したものとは異なります。

(2) 風水害

現　状

日本周辺では、過去30年の平均で年間約26個の台風が発生しており、全国各地に強風や大雨による被害をもたらしています。

都においては、河川の改修をはじめ、調節池の設置や防潮堤の整備などを着実に進めてきた結果、被害が大幅に減少してきています。

〔都市型水害の発生〕

東京都内では、市街化の進行によって地下に雨水が浸透しにくくなり、短時間に川へ集中して流れ込む傾向があるとともに、地球温暖化やヒートアイランド現象等の影響ともいわれる時間雨量50mmを超える豪雨が頻発し、中小河川の氾濫による都市型水害が発生しています。

〔集中豪雨による被害〕

平成17年9月には、台風第14号及び秋雨前線の影響により、区部西部に時間雨量100mmを超える集中豪雨が発生しました。神田川及び妙正寺川、善福寺川などからの溢水により、杉並区、中野区などの約6,000棟に浸水被害を生じ災害救助法が適用されました。

〔台風による被害〕

平成25年10月には、台風第26号の接近に伴い、大島町元町では、1時間に122.5mmの猛烈な雨が降り、24時間降水量では824.0mmといずれも観測史上最高値を記録しました。

それにより、元町、泉津、岡田及び波浮港地区等で、大規模な土砂災害等が発生し、多数の人的被害が発生したほか、建物、道路及びライフライン等の物的被害等が多数発生し、甚大な被害となり、その後、政令で「激甚災害」に指定されました。この台風による都内の人的被害は死者行方不明者40名、負傷者25名（このうち大島町の死者行方不明者39名、負傷者22名）でした。

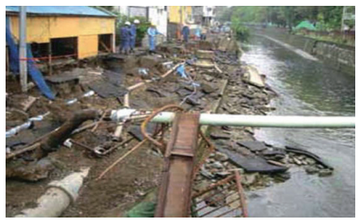

平成17年9月4日
杉並区・中野区集中豪雨

○台　　風…台風とは、北西太平洋または南シナ海に現れた熱帯低気圧のうち、最大風速がおよそ17m/s以上のものをいいます。

○高　　潮…高潮とは、台風や強風により海の水面 (潮位) が通常より高くなることをいいます。高潮により海面が防潮堤より高くなると、海岸線や河口部の低い土地では浸水被害が発生します。

○集中豪雨…集中豪雨は、同じような場所で数時間にわたり強く降り、100mmから数百mmの雨量をもたらす雨です。激しい雨と雷が夜半や明け方など時間を選ばず、何時間も続くことが特徴です。

〔災害の危険のある場所〕

都内においても以下の地域では注意が必要です。

○高潮災害…遠浅海岸や湾奥・河口部の土地、海岸に近いゼロメートル地帯
○浸水災害…沖積地、河川敷
○土砂災害…造成地、扇状地、山岳地帯

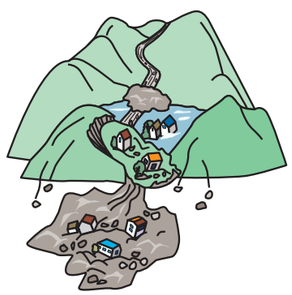

(3) 火山

火山が噴火する仕組み

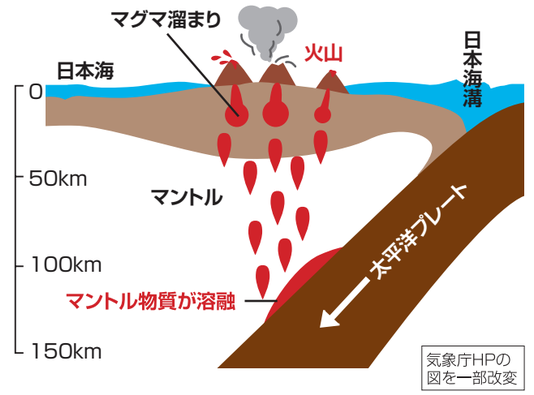

火山噴火は、地震と同様に地球のプレート運動やマントルの活動に伴う現象です。

世界の火山は、プレートの境界(海溝沿い、海嶺)あるいは、プレート内のホットスポット（※）に位置しています。日本の火山は、陸のプレートの下に沈み込んだ海のプレートからの水などの働きによって上部マントルの一部が融けて上昇し、マグマ溜まりに蓄えられるなど様々な作用を受けて地表に噴出しています。

噴火は、火口が開いてマグマの圧力が減ると一斉に発泡してマグマの体積が増加し、火口からマグマが噴出する現象です。発泡などが少ない場合は溶岩流として噴出します。

※　プレート内に点在するマントル深部からのマグマが湧き上がる場所

東京都の火山

東京都の区域内には、全国111の活火山のうち、21の火山が存在します。全て島しょ地域に存在し、住民が居住している火山島は8あります（伊豆大島、利島、新島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島）。

このうち特に活発に活動しているのは、伊豆大島と三宅島で、この100年間で、伊豆大島が3回（36～38年間隔）、三宅島が4回（17～22年間隔）噴火しており、噴石、溶岩流、火山灰及び火山ガスによる直接・間接の被害や住民の避難が発生しています。

昭和61年 伊豆大島噴火
東京大学　阿部勝征氏　撮影

発生年月	発生場所	噴火概要
昭和61年 11月	伊豆大島	①　夏頃から火山性微動を観測 ②　山頂火口から溶岩流がカルデラ床に流下 ③　カルデラ床では割れ目噴火、溶岩噴泉、溶岩流が発生。外輪山外側でも割れ目噴火が発生し、溶岩流が居住域近くまで流下 ④　全島民（1万人）が、島外避難（約1ヶ月）
平成12年 7～8月	三宅島	①　山頂から噴火し、カルデラを形成 ②　降灰・噴石が発生 ③　低温火砕流が発生 ④　大量の火山ガスが噴出 ⑤　全島民（約3,800名）が、島外避難（約4年半）

平成12年 三宅島噴火
竹入啓司氏　撮影

2　日頃からの備え

(1) 家庭での備え

　地震発生時、あなたや家族の大切な命を守るためには、建物の耐震化と室内の安全確保、そして適切な行動が重要となります。
　そのためには、日頃から地震に関する正しい知識を持ち、様々な備えをしておくことが大切です。

①家屋の安全を確認しましょう

　阪神・淡路大震災では、約９割の方が、建物倒壊による圧死などで亡くなっています。
　建築基準法における新耐震基準（昭和56年６月１日施行）導入より前に建築された建物は、大地震に対する安全性が低いと言われています。
　耐震化チェックのために、「耐震診断」を受け、必要な場合には「耐震改修」を行いましょう。

【耐震診断】

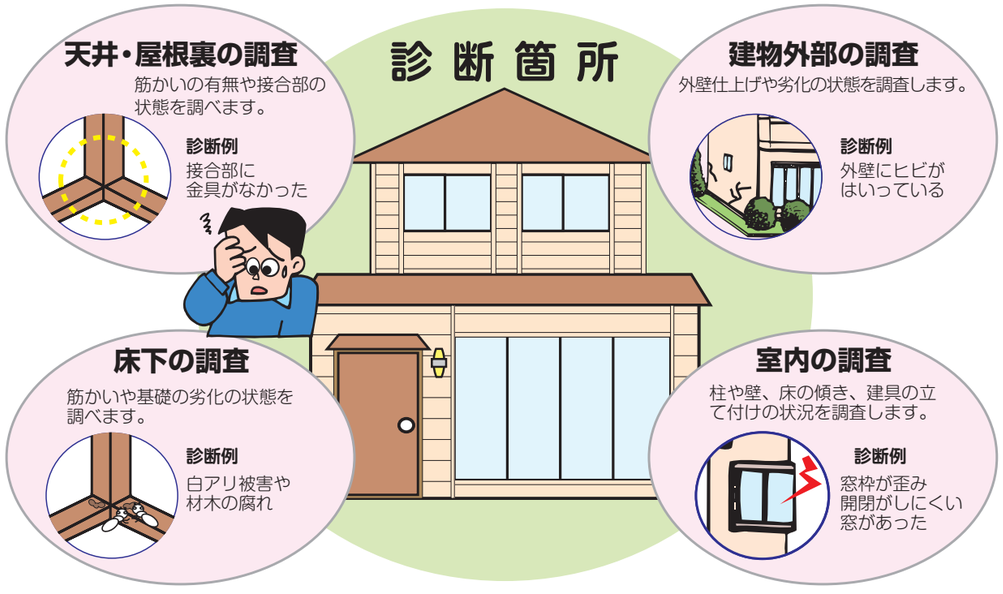

②部屋の安全を点検しましょう

（ア）転倒・落下・移動のおそれのある家具や家電製品を固定する。
（イ）収納は、重いものは下へ、軽いものは上へ、扉は留め金で固定する。
（ウ）ガラスの飛散防止用のフィルム等を貼る。
（エ）飛散物で歩けなくなることも想定し、身近にスリッパ、運動靴、軍手などを用意する。
（オ）出入り口は、いつも整理整頓しておく。

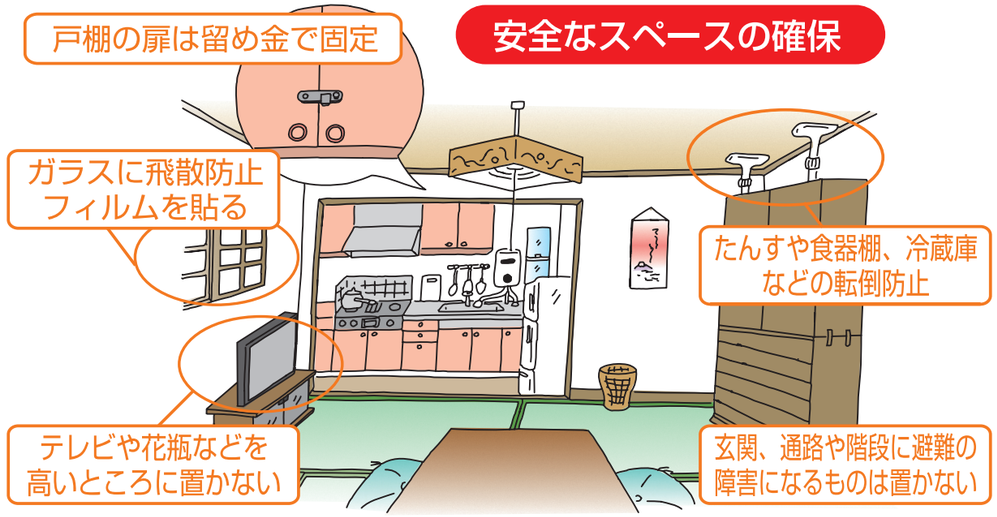

（カ）高層階（概ね10階以上）では長周期地震動による家具類の転倒・落下・移動防止対策や、大きくゆっくりとした揺れに対する対策を行う。

区市町村では、「耐震診断や耐震補強」、「転倒防止器具のあっせんや取り付け」に関して、助成を行っている場合があります。区市町村の連絡先（代表）は、63ページをご覧ください。

③安否確認手段を複数決めておきましょう

（詳しくは、23ページをご覧ください。）

④日常備蓄を実践しましょう

　自宅で生活する上で必要な生活必需品を日頃から備えておくことが大切です。（詳しくは、48ページをご覧ください。）
（ア）最低でも、飲料水・非常食糧を3日分用意しておく。
（イ）薬を服用している人は、少なくとも３日分程度の薬を備えておく。
（ウ）懐中電灯や充電式ラジオ、カセットコンロなど、災害に備えて準備するものは、実際に使えるか定期的に確認しておく。

⑤自家用車の燃料はいつも満タンにしましょう

　首都直下地震など、大規模な災害が発生したときは、必ず給油できるとは限りません。車をお持ちの方は３つの心得で災害に備えましょう。あなたの備えが命を守ります。
（ア）災害が起きた時のことを常に意識する。
（イ）災害時は必ず給油できるとは限らない。
（ウ）給油はメーターが半分になる前に行う。

⑥非常用持ち出し袋を準備しましょう

避難所での生活に最低限必要な準備を行い、非常用持ち出し袋はいつでも持ち出せる場所に備えておきます。

また、避難に介助が必要な方は、介助者や救援者に分かりやすい場所に置いておきましょう。

非常用持ち出し品　チェックシート

チェックをしてみましょう!

□水、水筒　□救急箱　□携帯トイレ　□ライター
□食品　□歯ブラシ　□地図　□ロウソク
□エマージェンシーセット・ブランケット　□ホイッスル
□衣類　□懐中電灯　□乾電池　□哺乳瓶
□現金(小銭)　□携帯ラジオ　□携帯電話用充電器
□貯金通帳　□ヘルメット・防災頭巾
□印鑑　□軍手　□ナイフ・缶切

⑦避難経路図を作成・確認しましょう

（ア）避難場所・避難所がどこにあるか確かめる。
（イ）実際に避難場所・避難所まで歩いてみる。
（ウ）狭い道は倒壊物などで通れなくなることがあるので、広い道路を選ぶ。また、複数の経路を用意する。
（エ）ブロック塀、橋、階段など危険と思われる箇所を確かめる。
（オ）交番、役所、消防署、病院などの重要な施設を確かめる。

停電時の非常用電源

○住宅用太陽光発電システム（ソーラーパネル）

ソーラーパネルをご自宅の屋根に設置されている方は、停電時に非常用電源として電気を使うことができます。

使用方法はメーカーや機種によって異なる場合がありますので、必ず取扱説明書をご確認いただくか、設置業者もしくはシステムメーカーにお問合せ下さい。

ソーラーパネルから給電されるコンセント
(NPO法人
「太陽光発電所ネットワーク」提供)

○電気自動車など

停電時には、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）などは、非常用電源として使うことができます。

それぞれの使用方法は車種によって異なり、場合によっては専用器具が必要になることもありますので、各販売店やメーカーのホームページ等にてご確認ください。
（東京都はEV・FCV・PHVなどの購入に対して、費用の一部を助成しています。）

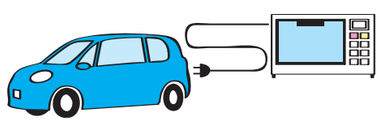

(イメージ)

⑧消火器などの準備をしましょう

出火を阻止し、延焼を食い止めることが重要です。そのために、住宅用消火器や住宅用火災警報器、漏電遮断器、感震ブレーカー、感震コンセントなどの設置をあわせて行うことが効果的とされています。

また避難する際にはガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを落としましょう。

・住宅用消火器　・住宅用火災警報器　・漏電遮断器
・感震ブレーカー等（※）　・三角バケツ　・浴槽に水をはる
・ジャッキ　など

※「感震ブレーカー等」とは、地震による強い揺れを感知して電気を遮断する機器です。
漏電遮断器や消火器の備え付けなどとあわせて行うことが、電気火災の発生抑制効果を高めるとされています。「コンセントタイプ」、「分電盤タイプ」などの種類があり、停電時の照明確保や維持管理など、使用上の留意点もさまざまです。購入、設置にあたっては機器の特徴を十分にご理解の上、お住まいの環境に適したものをお選びください。

⑨緊急連絡カードを作成しましょう

災害発生時には混乱し、冷静な行動が取りにくくなるため、いざという時に必要な事柄（家族の連絡先や電話番号／普段処方されている薬の種類や量、服用方法など）を事前にまとめておきましょう。

⑩地震保険について

地震・噴火、またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償する地震災害専用の保険です。地震保険は、火災保険に付帯する方式での契約となります。

(2) 事業所での備え

「東京都帰宅困難者対策条例」が、平成25年4月より施行されました。
事業所では、従業員が施設内に待機するために、3日分の飲料水・食料等を備蓄したり、駅や集客施設等でも、利用者を保護するなどの取組をお願いします。
条例の詳しい内容は、40ページをご覧ください。

事業所防災計画

東京都内のすべての事業所は、その用途や規模にかかわらず「東京都震災対策条例」に基づき、事業所ごとに防災計画を作成しなければなりません。事業所防災計画の作成方法等、詳しくは、所轄の消防署にお問合せください。

事業所の形態			事業所防災計画の作成要領	消防署への届出等
条例第10条該当事業所	一般事業所	消防法第３６条に定める防災管理者の選任が必要な事業所	防災管理に関わる消防計画の中に事業所防災計画に規定すべき事項のうちから必要な事項を定める。	必要
		消防法第８条及び火災予防条例第５５条の３に定める防火管理者の選任が必要な事業所	防火管理に関わる消防計画の中に事業所防災計画に規定すべき事項を定める。	必要
		上記以外の事業所（小規模事業所）	単独に事業所防災計画を作成する。	不要
	危険物施設を有する事業所	消防法第１４条の２に定める予防規程の作成が必要な危険物施設	予防規程の中に事業所防災計画に規定すべき事項を定める。	必要
		上記以外の危険物施設	単独に事業所防災計画を作成する。	不要
条例第11条該当事業所	防災対策上重要な施設として知事が指定する施設を管理する事業者（ガス・電気・鉄道・道路・通信事業者等）		指定公共機関等として事業所防災計画に規定すべき事項を定める。	必要

※　防災管理者の選任が必要な事業所は、防災管理に関わる消防計画と防火管理に関わる消防計画を一つの消防計画として作成し、その中に事業所防災計画に規定すべき事項を定めるようにします。
※　消防計画及び予防規程の両方の作成が必要な事業所は、消防計画及び予防規程の双方に事業所防災計画に規定すべき事項を定めてください。

なお、東日本大震災時に多くの帰宅困難者が発生したことを踏まえ、事業所防災計画に帰宅困難者対策を定めてください。
事業者においては、災害時の従業員等の一斉帰宅の抑制、安否確認のための連絡手段の確保、３日分の備蓄、帰宅ルールなどを、事業所防災計画に規定し、首都直下地震等に備えるようにしましょう。

(3) 地域での備え

東日本大震災での教訓

東日本大震災で、地域住民による自助・共助の取組が、大きな力を発揮したように、向こう三軒両隣の助け合いが重要です。
そのため、平常時から、都、区市町村の防災関係部局、消防団、防災市民組織　（自主防災組織）等の地域防災を担う団体が、連携体制の強化を図り、災害時に初期消火活動や救出・救護活動、避難行動ができるよう、事前準備や訓練をしましょう。

日頃からの備え

①地域の交流を深めましょう

（ア）町内会などの活動、防災市民組織の訓練等に積極的に参加するなど、地域の交流を深めましょう。
（イ）お年寄りや障害のある方も、普段から防災活動に参加することにより、自分の行動に制限があることを地域の方に理解してもらい、いざというときには、援助をお願いできる関係を築いておきましょう。

②防災市民組織

防災市民組織とは、近所の人たちが互いに協力し合い「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域の防災対策を効果的に行うための組織です。
地域住民一人ひとりの意識を高め、事業者の組織力や機動力を活用し、地域内の様々な主体の参加により、地域における共助の担い手である町会、自治会等の防災力を向上させましょう。
活動例：防災知識の普及、防災巡視・防災点検、防災訓練災害時の行動（広報、消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水等）
※上記の活動に加えて、防災市民組織は、地域の実情に応じた地区防災計画を作成し、区市町村に対し地域防災計画に位置付けてもらうよう提案することができます。地域内共助の対応力を高めるため、地区防災計画を作りましょう。

③消防団

消防団は、仕事や学業、家事などに従事しながら、「わが街はわが手で守る」という使命感のもと、火災時には、消防署と連携し消火活動を行います。震災等の大規模災害時においては、消火活動に加え、救出・救助等の活動を行います。
平常時には、地域の防火防災訓練において初期消火や、応急手当の普及指導を行うなど地域防災力を高める活動を行っています。このような中、男性はもちろん、たくさんの女性消防団員も活躍しています。
また、非常勤の特別職の地方公務員として報酬が支給されるほか、活動時の負傷等に対する公務災害補償、制服等の支給や、各種表彰制度もあります。
消防団では、会社員の方や自営業、学生、主婦など職業、年齢、性別を問わず様々な方が活動しており、18歳以上でその消防団区域に居住しているか勤務又は通学している人なら入団資格があります。
（入団資格は特別区・市町村により異なります。）

3　災害時の対応

災害が起きたときは、何よりも自分の命を守ること、そしてけがをしないことが大切です。
地震の揺れを感じたら、まず身の安全を最優先に行動しましょう。

地震その時10のポイント

地震その時 10のポイント

地震時の行動

1. 地震だ！まず身の安全

- 揺れを感じたり、緊急地震速報を受けた時は、身の安全を最優先に行動する。
- 丈夫なテーブルの下や、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見る。

高層階（概ね10階以上）での注意点

- 高層階では、揺れが数分続くことがある。
- 大きくゆっくりとした揺れにより、家具類が転倒・落下する危険に加え、大きく移動する危険がある。

地震直後の行動

2. 落ちついて　火の元確認　初期消火

3. あわてた行動　けがのもと

- 屋内で転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意する。
- 瓦、窓ガラス、看板などが落ちてくるので外に飛び出さない。

4. 窓や戸を開け　出口を確保

5. 門や堀には近寄らない

地震後の行動

6. 火災や津波　確かな避難

- 地域に大規模な火災の危険がせまり、身の危険を感じたら、一時集合場所や避難場所に避難する。
- 沿岸部では、大きな揺れを感じたり、津波警報が出されたら、高台などの安全な場所に素早く避難する。

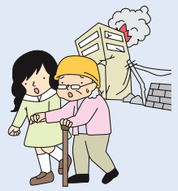

7. 正しい情報　確かな行動

8. 確かめ合おう　わが家の安全　隣の安否

9. 協力し合って救出・救護

10. 避難の前に安全確認　電気・ガス

※東京消防庁「地震その時10のポイント」を元に作成

参考 震度と人の体感・行動

震度階級	人の体感・行動
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。
6弱	立っていることが困難になる。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。
7	

※気象庁「気象庁震度階級関連解説表」より

避難の流れ

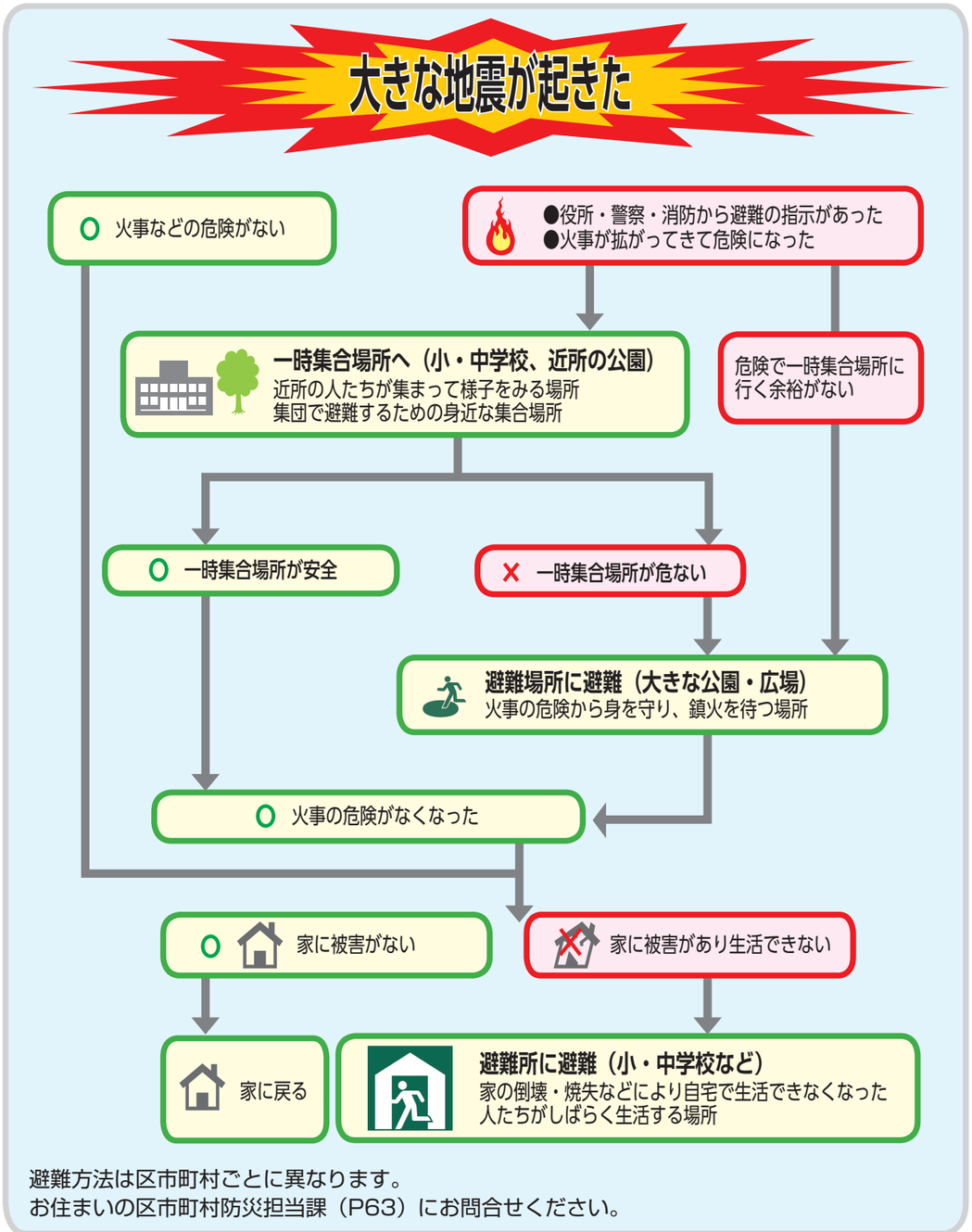

避難方法は区市町村ごとに異なります。
お住まいの区市町村防災担当課（P63）にお問合せください。

一時（いっとき）集合場所

避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する学校のグランド、近所の公園等をいいます。

避難場所

地震による火災や風水害による浸水等の危険から住民が身を守るため、緊急的に避難できる施設や大規模公園、広場等の場所をいいます。区市町村は、災害対策基本法に基づき、避難場所を地震や津波、内水氾濫などの災害の種別ごとに指定することとされています。

避難場所の位置は、各区市町村のホームページや東京都防災ホームページ内の「東京都防災マップ」で確認することができます。「東京都防災マップ」については、24ページをご覧ください。

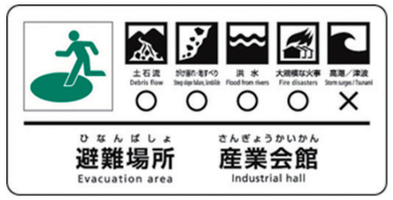

<参考：災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）>
避難場所標識の記載例図

避難所

①避難所とは

（ア）地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある住民を一時的に受け入れ、保護するための場所で、区市町村が、公共施設等を指定しています。

（イ）多くの場合、近隣の小中学校が指定されています。

（ウ）一定規模以上（概ね500人以上）の避難所には、避難所医療救護所が設置されます。

（エ）避難所医療救護所には、医師、看護師などが待機しており、医療相談、応急手当、簡単な処置が受けられます。

（オ）医療救護所で対応が困難な場合には、対応可能な医療機関へ移送されます。

（カ）避難所では、保健師などが巡回して、健康相談に応じます。

②福祉避難所とは

（ア）自宅や避難所での生活に支援を要する要配慮者を一時的に受け入れ、保護するための場所で、あらかじめ指定されている社会福祉施設等のことです。

（イ）福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえバリアフリーを備えた建物を利用することとされています。

③避難所の場所を確認するには

各区市町村のホームページや東京都防災ホームページ内の「東京都防災マップ」で、避難所などの場所を確認することができます。「東京都防災マップ」については、24ページをご覧ください。

④避難所では助け合いながら生活しましょう。

（ア）避難所での生活は、スタッフと避難者の自治組織との共同運営で成り立っています。

（イ）ルールを守り、できる範囲で役割分担をして、助け合いながら生活しましょう。

防災公園

避難場所や救出救助部隊等の活動拠点に指定された都立公園（防災公園）では、大地震の対策として、ソーラー発電などの電源を備えた照明、地下便槽を設けた防災トイレ、緊急車両が通行できる広幅員の園路などを整備しています。

4　要配慮者への支援

要配慮者は、災害が発生した場合には、情報把握、避難、生活手段の確保などの活動が、円滑かつ迅速に行いにくい立場に置かれています。また、災害発生から復興するまでの間、社会的な支援やこれまで利用していたサービスは、限定されてしまうおそれがあります。

したがって、「自助・共助」を念頭に置き、個々の状況に合わせた「事前の準備」を十分に行うことが重要です。こうしたことで、災害時の不安が解消し、また支援を受けやすい状況などが整うことになります。

ことば　要配慮者

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人などの方

日頃からの備え

①高齢者、肢体不自由者、乳幼児、妊産婦、傷病者

（ア）災害発生時の安全確保
例：部屋の安全を確保する、家具転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など。

（イ）避難する場所とその避難方法
例：事前に、家族の方、近隣の方と防災訓練を通じて確認する。
周囲に協力を求める、安否確認方法を決めておく。

（ウ）避難所での生活、介助等生活における最低限必要な物の確保
例：非常持ち出し品を準備、薬の準備（3日分、推奨1週間分。入手困難な場合があります。）

②視覚障害の方

（ア）慣れた道の点字ブロックや誘導設備が損壊した場合への備え
例：事前に、避難経路を複数確認する。
被災時は、家族、周囲の人に誘導してもらう。

（イ）テレビ、電話、ラジオ、インターネットなどの手段が使えないときの情報収集方法
例：事前に、地域の方に協力を依頼し、様子を見にきてもらう。
災害時は、視覚障害があることを告げ、周囲の人から状況を聞く。

（ウ）家屋等に閉じ込められた際、助けを求める方法
例：笛、防犯用ブザーなどを鳴らすなど、外にいる人に知らせる。

③聴覚障害の方、知的障害の方

（ア）コミュニケーションが円滑に取れず、要望が伝えられないことへの対応策
例：事前に、支援内容を記載したヘルプカード、緊急連絡カードなどを作成し、必要な事柄を整理しておく。

表面：東京都標準様式

裏面：参考様式

下記に連絡してください。
私の名前
（ア）連絡先の電話
連絡先名（会社・機関等の場合）
呼んでほしい人の名前
（イ）連絡先の電話
連絡先名（会社・機関等の場合）
呼んでほしい人の名前

（イ）通勤、通学等の外出時に災害にあった場合の行動
例：事前に待ち合わせ場所を決める等

④外国人

コミュニケーションが円滑に取れず、要望を伝えるのが困難な場合に備え、東京都生活文化局が作成している外国人向けハンドマニュアル「外国人のためのヘルプカード」を用意しておく。

全12言語5種
・日本語、中国語、韓国語、英語併記版
・日本語、ベトナム語、タガログ語併記版
・日本語、タイ語、ネパール語併記版
・日本語、フランス語、ミャンマー語併記版
・日本語、スペイン語、ポルトガル語併記版

⑤精神障害の方

精神疾患は様々であり、本人及び支援者が症状等の情報を周囲に伝えられるようにしておく。

⑥内部障害の方

外見からは障害があることが分かりづらいことから、必要な医療的ケアや介護について、周囲に伝えられるようにしておく。

⑦在宅人工呼吸器使用者

（ア）災害に備え、停電も想定した療養に必要な物の確保
医療機器の予備電源や蘇生バッグ、医薬品、ケア用品など、在宅で療養を継続することも想定しておく（7日分を目安に）。

（イ）避難や入院が必要な場合の備え
車椅子（電動車椅子を除く）・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者（4人以上）を確保しておく。
また、在宅療養が困難となった場合の避難先（入院先等）について相談しておく。

（ウ）災害時の行動の確認
災害時の対応について支援者（主治医、訪問看護師、保健師など）と日頃からよく相談し、災害時に具体的な行動が出来るよう確認しておく。

参考：
1.「災害時要援護者防災行動マニュアル作成のための指針」
2. 地震がくる前に子どものためにできること(乳幼児の保護者向け)
3. 東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針
(東京都福祉保健局作成)

地域による防災対策

①支援を必要とする方へ

日頃から積極的に地域の人たちとの交流の場を作り、必要な支援について理解してもらいます。
また、防災訓練などに参加をするようにして、地域の協力の輪を広げましょう。

②隣近所など地域の皆さんへ

地域の高齢者や障害のある方等には、普段から積極的に働きかけて交流を図り、必要な情報を事前に的確に把握し、支援体制を備えることでいざという時には遠慮なく支援を申し出てもらうよう伝えておきます。
さまざまな配慮が必要な方への理解、日頃からの声かけ及び支援をお願いします。
外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に知らせる「ヘルプマーク」、周囲の方に妊婦であることを示しやすくする「マタニティマーク」などを身につけている場合には、配慮をお願いします。

「マタニティマーク」「ヘルプマーク」

5　いざというときのための情報

（1）家族等との安否確認手段

発災時、通常の電話は輻輳するためつながりにくくなります。日頃から家族等との安否確認手段を複数確保しておきましょう。

●毎月1日･15日　●正月3が日
●防災週間(8/30-9/5)
●防災とボランティア週間(1/15-1/21)
には、試験的に体験できます!

【代表的な安否確認ツールの紹介】

音声メッセージで伝えたい

災害用伝言ダイヤル「171」

①171をダイヤル
②録音は１、再生は２を押す。
③相手先電話番号を市外局番から押す。
④伝言を録音又は再生

災害用音声お届けサービス

携帯電話やスマートフォンなどから家族の携帯電話番号を入力すると、録音した音声メッセージが相手の携帯電話に送信されます。（利用方法は各携帯電話通信会社によって異なります。）

文字メッセージで伝えたい/確認したい

災害用伝言板 web171

①インターネットで「web171」にアクセス
②あらかじめ決めた電話番号(固定、IP電話、携帯、PHSも可)を入力し、安否メッセージを登録・確認

ＳＮＳ

ツイッター、**フェイスブック**、**LINE**などSNSに自分の状況を投稿する(「無事です！」等)ことで、家族や友人に安否を連絡できます。

携帯電話の災害用伝言板

各携帯電話通信会社が提供する災害用伝言板。メッセージの登録は自分の通信会社サイトから。メッセージの検索/確認は他社の番号も可能

スマホの災害用アプリ

ダウンロードし操作に慣れましょう。

NTTドコモ　au　ソフトバンク

Googleパーソンファインダー

①インターネットで「Googleパーソンファインダー」にアクセス
②名前を入力し、安否情報を登録/検索することができます。

J-anpi

各種災害用伝言板や報道機関・企業等が提供する安否情報を一括検索
①インターネットで「J-anpi」にアクセス
②電話番号や名前で検索

(2) 災害時の情報収集

東京都防災ホームページ

平常時には災害への備え等を、災害時には被害状況等の情報を提供しています。

※右に掲載のQRコードを携帯電話で読み取りアクセスしてください。

https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/

東京都防災ツイッター

災害時、都内の避難情報や帰宅困難者を保護する一時滞在施設の開設情報などをリアルタイムにツイートします。アカウントをお持ちの方は災害に備えてフォローしてください。

東京都防災

ユーザー名：@tokyo_bousai

Follow me!
Twitter @ tokyo_bousai

東京都防災マップ

東京都防災ホームページ内の防災マップでは、地図上で災害時の防災施設の位置情報、施設情報、災害時帰宅支援ステーション等を検索したり表示したりすることができます。

https://map.bousai.metro.tokyo.lg.jp/

協定締結店舗には、左記のステッカーが貼られています。

ガソリンスタンド

災害時サポートステーション SOS QQ

コンビニエンスストア、ファストフード
ファミリーレストランなど

災害時帰宅支援ステーション

アイコン	施設名	例	役　割
	一時滞在施設	都立施設	帰宅困難者を一時的に受け入れる施設
	避難所	小中学校、公民館など	住宅を失った場合に避難生活をする場所
	避難場所	公園、団地、大学など	火災による危険を避けるために避難する場所
	災害時帰宅支援ステーション	コンビニエンスストア、ファストフード、ファミリーレストランなど	水道水やトイレ、情報の提供を受けることができる場所
	災害時サポートステーション	ガソリンスタンド	

(3) 交通規制図

大震災（震度6弱以上）発生時における交通規制

【基本方針】

大震災発生直後は、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車の円滑な通行を確保するための交通規制（第一次交通規制）を「道路交通法」に基づいて実施し、その後、災害応急対策を的確かつ円滑に行うための緊急交通路を「災害対策基本法」に基づいて確保（第二次交通規制）するものです。

【交通規制図】

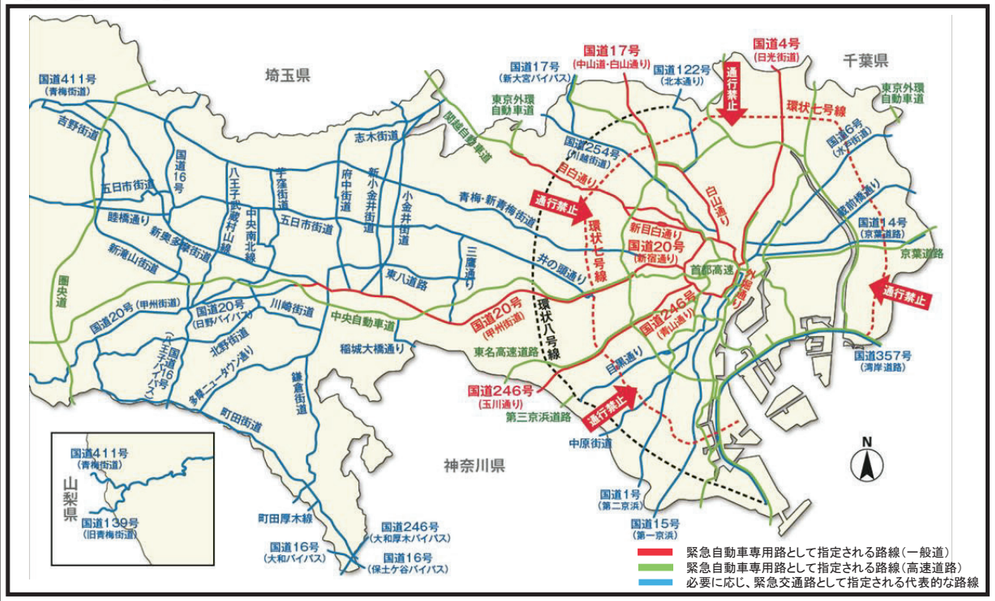

第一次交通規制（道路交通法）

1 **環状七号線から都心方向への車両の通行を禁止**
都心部の交通量を削減するため、都心方向へ流入する車両の通行禁止規制を実施します。

2 **環状八号線から都心方向への車両の通行を抑制**
信号制御により、都心方向への流入する車両の通行を抑制します。

3 **「緊急自動車専用路」の指定**
次の7路線を緊急自動車専用路に指定し、通行禁止規制を実施します。

国道4号（日光街道他）	国道17号（中山道・白山通り他）
国道20号（甲州街道他）	国道246号（青山通り・玉川通り）
目白通り・新目白通り	外堀通り
高速自動車国道・首都高速道路等	

4 **都内に極めて甚大な被害が生じている場合**
被災状況に応じて、車両の交通規制を実施します。

第二次交通規制（災害対策基本法）

1 **「緊急交通路」の優先指定**
緊急自動車専用路を優先的に緊急交通路に指定します。

2 **その他の「緊急交通路」の指定**
被害状況を踏まえ、必要に応じ、次のような路線を緊急交通路として指定します。（主な路線名）

国道1号	国道6号	国道14号	国道15号
新大宮バイパス	北本通り	国道254号	国道357号
中原街道	青梅・新青梅街道	井の頭通り・五日市街道・稲城通り	目黒通り
蔵前橋通り	国道16号	国道20号	国道139号
大和厚木バイパス	稲城大橋通り他	東八通り	小金井街道
府中・志木街道	鎌倉街道	川崎街道	新奥多摩街道
学園街道	町田街道	町田厚木線	八王子武蔵村山線
三鷹通り	中央南北線	多摩ニュータウン通り	新滝山・滝山・吉野街道
北野街道	新小金井街道	都道256号（甲州街道）	

※ 国の首都圏全体での交通対策の策定や東京都の地域防災計画の改訂の動きを踏まえて、緊急交通路の見直しを行います。

震度5強の地震が発生した場合の交通規制（道路交通法）

都心部における交通混乱を回避するため、必要に応じて、環状七号線から都心方向への流入する車両の通行禁止規制を実施し、環状八号線から都心方向への車両の流入を抑制します。

警視庁

大震災（震度６弱以上）発生後は、新たに自動車を乗り出さないでください。

(4) 災害時給水ステーション（給水拠点）一覧

地震により水道施設が被害を受けたり、停電などで断水の期間が長期間に及ぶような場合に備えて、東京都では、おおむね半径２キロメートル以内に１箇所、災害時給水ステーション（給水拠点）を設けています。災害時給水ステーション（給水拠点）には、浄水場（所）、給水所のほか、応急給水槽（震災時用の飲料水を確保する施設）等があり、応急給水槽は、避難場所となる公園や都立学校の校庭などに設置されています。詳しくは水道局のホームページをご確認ください。

http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/kurashi/shinsai/kyoten.html

災害時給水ステーションはこのマークが目印です。

（１）区部の給水拠点（応急給水槽、浄水場、給水所等）

平成 31 年４月１日現在

【水道局設置分】 （㎥）

番号	区名	施設名		所在地	確保水量
1	千代田区	区立東郷元帥記念公園	★	三番町18番地	1,500
2		都立日比谷公園	★	日比谷公園1番地	1,500
3		都立一橋高等学校	☆	東神田一丁目12番13号	100
4	中央区	晴海給水所		晴海一丁目6番3号	1,300
5		区立あかつき公園	★	築地七丁目19番1号	1,500
6		区立堀留児童公園	☆	日本橋堀留町一丁目1番16号	100
7	港区	芝給水所		芝公園三丁目6番7号	26,600
8		都立青山公園	★	六本木七丁目23番	1,500
9		シティハイツ桂坂（港区防災活動拠点）	☆	高輪二丁目13番8号	100
10	新宿区	淀橋給水所		西新宿二丁目10番1号	24,000
11		区立鶴巻南公園	★	早稲田鶴巻町507番	1,500
12		区立百人町ふれあい公園	★	百人町三丁目28番	1,500
13	文京区	本郷給水所		本郷二丁目7番29号	20,000
14		区立教育の森公園	★	大塚三丁目29番	1,500
15	台東区	都立上野恩賜公園	★	上野公園8番51号	1,500
16		区立隅田公園山谷堀広場	☆	浅草七丁目1番	100
17	墨田区	区立文花公園	★	文花一丁目27番5号	1,500
18		区立両国公園	☆	両国四丁目25番3号	100
19	江東区	亀戸給水所		亀戸二丁目6番50号	20,000
20		豊住給水所		東陽六丁目1番8号	13,300
21		江東給水所		新砂三丁目6番17号	22,000
22		有明給水所		有明三丁目1番8号	6,600
23		区立南砂三丁目公園	★	南砂三丁目14番21号	1,500
24		都立辰巳の森海浜公園	★	辰巳二丁目1番	1,500
25	品川区	区立戸越公園	★	豊町二丁目1番30号	1,500
26		区立しおじ公園	★	八潮五丁目6番	1,500
27		都立八潮高等学校	☆	東品川三丁目27番22号	100
28	目黒区	八雲給水所		八雲一丁目1番	16,600
29		都立林試の森公園	★	下目黒五丁目37番	1,500
30	大田区	馬込給水所		西馬込二丁目15番6号	12,080
31		上池台給水所		上池台一丁目48番25号	11,000
32		東海給水所		東海一丁目3番12号	13,300
33		区立西六郷三丁目公園	★	西六郷三丁目16番16号	1,500
34		区立萩中公園	★	萩中三丁目25番26号	1,500
35		区立都堀公園	★	大森東一丁目30番	1,500
36		区立下丸子公園	★	下丸子四丁目21番	1,500
37		区立女塚なかよし公園	☆	池上五丁目24番	100
38	世田谷区	砧浄水場		喜多見二丁目9番1号	8,300
39		砧下浄水所		鎌田二丁目4番1号	700
40		和田堀給水所		大原二丁目30番43号	20,300
41		玉川給水所		玉川田園調布一丁目19番1号	20,000
42		大蔵給水所		砧二丁目8番1号	13,300
43		駒沢給水所		弦巻二丁目41番5号	3,200
44		区立こどものひろば公園	★	下馬二丁目31番4号	1,500
45		区立葭根公園	★	船橋六丁目21番	1,500
46		都立祖師谷公園	★	上祖師谷四丁目2番	1,500
47		区立中町二丁目公園	☆	中町二丁目34番1号	100
48	渋谷区	都立代々木公園	★	代々木神園町二番1号	1,500
49		都立第一商業高等学校	☆	鉢山町8番1号	100
50		区立景丘公園	☆	恵比寿四丁目19番21号	100
51	中野区	区立弥生公園	☆	弥生町五丁目4番	100
52		区立江古田の森公園	☆	江古田三丁目14番	100
53		区立みずのとう公園	☆	江古田一丁目3番	100
54	杉並区	杉並浄水所（注１）		善福寺三丁目28番5号	0

（注１） 杉並浄水所は、平成 28 年 12 月 28 日から運用を停止している。

【水道局設置分】 （㎥）

番号	区名	施設名		所在地	確保水量
55	杉並区	和泉水圧調整所		和泉二丁目5番23号	16,600
56		上井草給水所		上井草三丁目22番12号	60,000
57		都立和田堀公園	★	大宮二丁目26番	1,500
58		区立蚕糸の森公園	★	和田三丁目55番	1,500
59		区立昭栄公園	★	高井戸西一丁目12番	1,500
60		区立井草森公園	★	井草四丁目12番1号	1,500
61		区立馬橋公園	☆	高円寺北四丁目35番5号	100
62		都立善福寺川緑地	☆	成田西三丁目14番	100
63	豊島区	区立西池袋公園	★	西池袋三丁目20番1号	1,500
64		都立文京高等学校	☆	西巣鴨一丁目1番5号	100
65		区立桐ヶ丘中央公園	★	桐ヶ丘一丁目8番	1,500
66	北区	区立滝野川公園	★	西ヶ原二丁目1番	1,500
67		区立北運動公園	★	神谷二丁目47番6号	1,500
68	荒川区	南千住給水所		南千住八丁目2番6号	33,300
69		区立日暮里南公園	★	東日暮里五丁目19番1号	1,500
70	板橋区	三園浄水場		三園二丁目10番1号	15,600
71		板橋給水所		加賀一丁目17番1号	26,600
72		大谷口給水所		大谷口一丁目4番	11,600
73		都立城北中央公園	★	桜川一丁目1番	1,500
74		区立城北公園	★	坂下二丁目19番1号	1,500
75		都立板橋高等学校	☆	大谷口一丁目54番1号	100
76		都立赤塚公園	☆	高島平三丁目1番	100
77		区立西徳第二公園	☆	西台三丁目42番1号	100
78	練馬区	練馬給水所		光が丘二丁目4番1号	66,600
79		区立大泉公園	★	大泉学園町六丁目25番	1,500
80		区立学田公園	★	豊玉南三丁目32番	1,500
81		区立はやいち公園	☆	早宮一丁目47番11号	100
82		区立みんなの広場公園	☆	石神井町八丁目41番	100
83	足立区	小右衛門給水所		中央本町三丁目8番1号	16,600
84		区総合スポーツセンター	★	東保木間二丁目27番1号	1,500
85		区立千住スポーツ公園	★	千住緑町二丁目1番1号	1,500
86		区立諏訪木東公園	★	西新井三丁目25番	1,500
87		区立大谷田南公園	★	中川四丁目42番1号	1,500
88		区立北鹿浜公園	★	鹿浜三丁目26番	1,500
89		都立舎人公園	☆	舎人公園1番1号	100
90		区立北宮城町公園	☆	扇二丁目37番1号	100
91		江北給水所		江北五丁目5番	16,600
92	葛飾区	金町浄水場		金町浄水場1番1号	48,700
93		水元給水所（都立水元公園内自由広場）		水元公園4番	33,300
94		区立上千葉公園	★	東堀切三丁目25番1号	1,500
95		区立新小岩公園	★	西新小岩一丁目1番3号	1,500
96		区立渋江東公園	☆	東四つ木二丁目15番	100
97	江戸川区	西瑞江給水所		東瑞江一丁目26番2号	6,600
98		葛西給水所		北葛西三丁目9番	13,300
99		都立篠崎公園	★	上篠崎一丁目25番	1,500
100		区立宇喜田中央公園	★	北葛西四丁目15番	1,500
101		区立小岩公園	★	北小岩六丁目43番	1,500
102		都立大島小松川公園	★	小松川一丁目7番	1,500
103		都立葛西南高等学校	☆	南葛西一丁目11番1号	100
104		仮称 一之江五丁目公園	☆	一之江五丁目14番	100
区部【水道局設置分】小計（104か所）					689,580

★：応急給水槽（1,500㎥槽） ☆：小規模応急給水槽（100㎥槽）

【都市整備局等所管分】

番号	区名	施設名	所在地	確保水量
105	墨田区	白鬚東地区防災拠点	堤通二丁目	2,700

※白鬚東地区防災拠点は、既存の貯水槽を給水拠点に位置づける。

区部合計確保水量（105か所）	692,280

（２）多摩地区の給水拠点（応急給水槽、浄水場、給水所等）等

平成 31 年４月１日現在

【都営水道市町】 （㎥）

番号	市町名	施設名	所在地	確保水量
1	八王子市	鑓水給水所	鑓水401番地	1,660
2		西寺方給水所	西寺方町1006番地167	1,660
3		狭間給水所	狭間町1994番地478	5,000
4		犬目第二給水所	犬目町710番地	1,760
5		高月給水所	高月町2240番地	5,000
6		散田給水所	散田町二丁目6番地1	6,660
7		東浅川給水所	東浅川町674番地	4,330
8		寺田配水所	寺田町1359番地4	330
9		元八王子配水所	元八王子町三丁目2750番487号	150
10		北野給水所	北野町595番地3	5,280
11		南陽台配水所	南陽台三丁目5番1号	330
12		楢原給水所	楢原町1294番地3	13,330
13		暁町配水所	暁町三丁目3番1号	830
14		久保山配水所	久保山町二丁目15番1号	730
15		大船給水所	七国三丁目56番1号	7,330
16		鑓水小山給水所	鑓水二丁目92番地	23,330
17		南大沢給水所	南大沢四丁目25番地	4,950
18		都立陵南公園 ★	長房町1572番地	1,500
19		椚田ポンプ所	椚田町545番	440
20	立川市	柴崎浄水所	柴崎町一丁目1番41号	1,500
21		砂川中部浄水所（注１）	砂川町三丁目11番7号	0
22		立川栄町浄水所	栄町五丁目38番5号	330
23		西砂第一浄水所（注１）	西砂町二丁目53番14号	0
24		立川砂川浄水所	砂川町六丁目41番1号	5,100
25		市立松中公園 ☆	西砂町一丁目19番地の12	100
26	三鷹市	上連雀浄水所（西配水場）	上連雀九丁目41番4号	5,430
27		三鷹新川浄水所（東配水場）	新川二丁目1番15号	3,330
28	青梅市	日向和田浄水所	日向和田二丁目370番地	880
29		千ヶ瀬第二浄水所	千ヶ瀬町一丁目69番地の1	200
30		御岳山第一配水所	御岳山170番地の3	70
31		成木配水所	成木八丁目690番地の3	30
32		新町給水所	新町五丁目24番地の1	2,330
33		二俣尾配水所	二俣尾五丁目107番2号	70
34		城山配水所	東青梅六丁目95番地の1	1,440
35		梅郷配水所	和田町二丁目578番1号	1,330
36	府中市	府中武蔵台浄水所及び府中武蔵台ポンプ所	武蔵台二丁目7番地及び武蔵台一丁目25番地	3,730
37		若松浄水所	若松町四丁目10番地	1,760
38		幸町浄水所（注２）	幸町二丁目24番地	1,140
39		府中南町浄水所	南町一丁目50番地	1,660
40		都立武蔵野公園 ★	多磨町三丁目2番地	1,500
41	調布市	上石原浄水所	上石原一丁目34番地7号	1,120
42		仙川浄水所	仙川町三丁目6番地27号	320
43		深大寺浄水所	深大寺南町五丁目56番地1号	9,900
44		調布西町給水所	西町717番地	6,660
45	町田市	小野路給水所	小野路町2637番地1	6,330
46		原町田浄水所	原町田五丁目13番3号	520
47		滝の沢浄水所	旭町二丁目7番7号	1,880
48		野津田浄水所	野津田町3398番地	1,000
49		市立つくし野セントラルパーク ★	つくし野三丁目19番地	1,500
50		市立鶴川中央公園 ☆	鶴川六丁目6番地	100
51		成瀬コミュニティセンター ☆	西成瀬二丁目49番1号	100
52		市立忠生公園 ☆	忠生一丁目3番地	100
53		市立三輪中央公園 ☆	三輪緑山三丁目21番	100
54	小金井市	梶野浄水所	梶野町五丁目10番33号	1,300
55		上水南浄水所	小平市上水南町三丁目12番36号	11,660
56	小平市	小川浄水所	小川町一丁目847番地	6,580
57		津田二号水源	津田町三丁目39番3号	1,200
58	日野市	大坂上浄水所	大坂上一丁目17番地の11	650
59		多摩平浄水所	多摩平二丁目7番地の2	3,660
60		程久保給水所	程久保五丁目10番地の1	6,700
61		三沢配水所	三沢905番地の2	1,490
62		日野旭が丘給水所	旭が丘二丁目42番地の2	1,660

（注１） 砂川中部浄水所及び西砂第一浄水所は、平成 14 年 8 月 14 日から運用を停止している。
（注２） 幸町浄水所は、工事により令和２年３月末まで運用停止予定。
（注３） 美住給水所は工事により、令和３年３月末まで運用停止予定。
（注４） 清瀬旭が丘浄水所は、平成 17 年 6 月 24 日から運用を停止している。
（注５） 美運搬給水拠点（給水車等の車両への水の補給施設）拠点給水は、市立小中学校及び広域避難場所

【都営水道市町】 （㎥）

番号	市町名	施設名	所在地	確保水量
63	東村山市	八坂給水所	富士見町五丁目4番地46	20,000
64		東村山浄水場	美住町二丁目20番地236	36,000
65		美住給水所（注３）	美住町二丁目13番地4	2,020
66		市立東村山運動公園 ★	恩多町一丁目9番地5	1,500
67		市立秋津小学校 ☆	秋津町三丁目48番地1	100
68	国分寺市	東恋ヶ窪浄水所	東恋ヶ窪二丁目5番地8	1,220
69		国分寺北町第二浄水所	北町四丁目1番地5	5,800
70	国立市	国立中浄水所	中三丁目8番1号	2,000
71		谷保浄水所	谷保1462番地1	2,000
72	西東京市	芝久保浄水所	芝久保町五丁目9番1号	6,030
73		保谷町浄水所	保谷町一丁目5番24号	2,910
74		西東京栄町浄水所	栄町二丁目7番6号	1,000
75	福生市	福生武蔵野台浄水所	武蔵野台二丁目32番地	2,540
76		市立明神下公園 ★	南田園一丁目12番地1	1,500
77	狛江市	和泉本町浄水所	和泉本町四丁目6番1号	2,260
78	東大和市	上北台浄水所	上北台一丁目801番地1	5,330
79		東大和給水所	桜が丘三丁目44番地	26,660
80	清瀬市	清瀬元町浄水所	元町二丁目27番12号	1,260
81		清瀬旭が丘浄水所（注４）	旭が丘二丁目5番5号	0
82		市立第３保育園 ☆	旭が丘三丁目755番地1	100
83	東久留米市	南沢浄水所	南沢三丁目9番地21	3,330
84		滝山浄水所	滝山六丁目1番地1	1,960
85	武蔵村山市	学園配水所	学園一丁目5番地の7	1,460
86		中藤配水所	中藤二丁目1番地の3	950
87		市立中原公園 ★	中原二丁目21番地の4	1,500
88	多摩市	桜ヶ丘浄水所	桜ヶ丘四丁目10番地	1,500
89		落合浄水所	中沢一丁目12番地	100
90		愛宕配水所	愛宕二丁目51番地	1,140
91		南野給水所	南野二丁目16番地	3,360
92		聖ヶ丘給水所	聖ヶ丘四丁目1番地	14,000
93		市立並木公園 ★	和田1551番地1	1,500
94	稲城市	坂浜浄水所	坂浜816番地	1,510
95		向陽台給水所	向陽台六丁目16番地	2,000
96		若葉台給水所	若葉台一丁目19番地	2,160
97	あきる野市	秋留台給水所	秋川三丁目2番地10	2,000
98		菅生給水所	菅生683番地	2,000
99		上代継浄水所	上代継407番地	200
100		戸倉給水所	戸倉348番地1	1,660
101		小峰台配水所	小峰台40番地	160
102		伊奈配水所	伊奈372番地3	130
103	瑞穂町	石畑給水所	石畑2301番地	10,000
104	日の出町	文化の森給水所	平井3075番地	2,000
多摩地区【都営水道市町】小計 （104か所）				355,910

【都営水道市町以外】

1	武蔵野市	第一浄水場（注５）	吉祥寺北町四丁目11番46号	0
2		第二浄水場（注５）	桜堤一丁目6番6号	0
3	昭島市	西部配水場	緑町二丁目17番16号	2,780
4		東部配水場	朝日町四丁目23番地	2,160
5	羽村市	第一配水場	緑ヶ丘二丁目18番地5	2,060
6		小作浄水場	小作台四丁目2番地1	14,260
多摩地区【都営水道市町以外】小計（6か所）				21,260

多摩地区合計確保水量（110か所）	377,170

★：応急給水槽（1,500㎥槽）
☆：小規模応急給水槽（100㎥槽）

(5) 災害拠点病院一覧

災害拠点病院とは、主に重症者の収容・治療を行う病院です。災害時に重症者の適切な医療を確保するため、82病院指定しています。

平成31年4月1日現在

二次保健医療圏		施設名	所在地	電話番号	病床数	三次救急	ヘリ	東京DMAT
区中央部		日本大学病院	千代田区神田駿河台 1-6	03-3293-1711	320	○		○
		三井記念病院	千代田区神田和泉町 1	03-3862-9111	482			
		聖路加国際病院	中央区明石町 9-1	03-3541-5151	520	○		○
		東京都済生会中央病院	港区三田 1 － 4 － 17	03-3451-8211	535	○		
		東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋 3-19-18	03-3433-1111	1,075			
		北里大学北里研究所病院	港区白金 5-9-1	03-3444-6161	329			
	☆	日本医科大学付属病院	文京区千駄木 1-1-5	03-3822-2131	897	○	○	○
		東京都立駒込病院	文京区本駒込 3-18-22	03-3823-2101	815			
		順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷 3-1-3	03-3813-3111	1,026		○	
		東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島 1-5-45	03-3813-6111	753	○	○	○
		東京大学医学部附属病院	文京区本郷 7-3-1	03-3815-5411	1,211	○	○	
		永寿総合病院	台東区東上野 2-23-16	03-3833-8381	400		○	
区南部		昭和大学病院	品川区旗の台 1-5-8	03-3784-8000	815	○		○
		ＮＴＴ東日本関東病院	品川区東五反田 5-9-22	03-3448-6111	627			
	☆	東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西 6-11-1	03-3762-4151	948	○		○
		大森赤十字病院	大田区中央 4-30-1	03-3775-3111	344			
		東京都保健医療公社荏原病院	大田区東雪谷 4-5-10	03-5734-8000	506		○	
		東京労災病院	大田区大森南 4-13-21	03-3742-7301	400		○	
		池上総合病院	大田区池上 6-1-19	03-3752-3151	384			
区西南部		国立病院機構東京医療センター	目黒区東が丘 2-5-1	03-3411-0111	760	○		○
		至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷 5-19-1	03-3300-0366	305			
		公立学校共済組合関東中央病院	世田谷区上用賀 6-25-1	03-3429-1171	403			
		東京都立松沢病院	世田谷区上北沢 2-1-1	03-3303-7211	898		○	
	★	東京都立広尾病院	渋谷区恵比寿 2-34-10	03-3444-1181	469	○	○	○
		日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾 4-1-22	03-3400-1311	708	○	○	○
区西部	☆	東京医科大学病院	新宿区西新宿 6-7-1	03-3342-6111	1,015	○		○
		慶應義塾大学病院	新宿区信濃町 35	03-3353-1211	1,029			
		東京女子医科大学病院	新宿区河田町 8-1	03-3353-8111	1,379	○		○
		東京都保健医療公社大久保病院	新宿区歌舞伎町 2-44-1	03-5273-7711	304			
		国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山 1-21-1	03-3202-7181	781	○	○	
		東京山手メディカルセンター	新宿区百人町 3-22-1	03-3364-0251	418			
		東京新宿メディカルセンター	新宿区津久戸町 5-1	03-3269-8111	520			
		新渡戸記念中野総合病院	中野区中央 4-59-16	03-3382-1231	296			
		東京警察病院	中野区中野 4-22-1	03-5343-5611	415		○	
		荻窪病院	杉並区今川 3-1-24	03-3399-1101	252			
		立正佼成会附属佼成病院	杉並区和田 2-25-1	03-3383-1281	340			
区西北部		東京都立大塚病院	豊島区南大塚 2-8-1	03-3941-3211	508			
		東京北医療センター	北区赤羽台 4-17-56	03-5963-3311	343			
		日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町 30-1	03-3972-8111	1,025	○		○
	☆	帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀 2-11-1	03-3964-1211	1,078	○	○	○
		東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町 35-2	03-3964-1141	550			
		東京都保健医療公社豊島病院	板橋区栄町 33 － 1	03-5375-1234	470		○	
		練馬光が丘病院	練馬区光が丘 2-11-1	03-3979-3611	342			
		順天堂大学医学部附属練馬病院	練馬区高野台 3-1-10	03-5923-3111	400			
区東北部	☆	東京女子医科大学東医療センター	荒川区西尾久 2-1-10	03-3810-1111	450	○		○
		西新井病院	足立区西新井本町 1-12-12	03-5647-1700	207			
		苑田第一病院	足立区竹の塚 4-1-12	03-3850-5721	221			
		博慈会記念総合病院	足立区鹿浜 5 － 11 － 1	03-3899-1311	306			
		東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	葛飾区青戸 6-41-2	03-3603-2111	365			
		東京都保健医療公社東部地域病院	葛飾区亀有 5-14-1	03-5682-5111	314			
		平成立石病院	葛飾区立石 5-1-9	03-3692-2121	203			
区東部	☆	東京都立墨東病院	墨田区江東橋 4-23-15	03-3633-6151	765	○	○	○
		東京曳舟病院	墨田区東向島 2-27-1	03-5655-1120	200			○
		江東病院	江東区大島 6-8-5	03-3685-2166	286			
		順天堂大学医学部附属順天堂江東高齢者医療センター	江東区新砂 3-3-20	03-5632-3111	404			
		がん研究会有明病院	江東区有明 3-8-31	03-3520-0111	686		○	
		昭和大学江東豊洲病院	江東区豊洲 5-1-38	03-6204-6000	309			
		東京臨海病院	江戸川区臨海町 1-4-2	03-5605-8811	400			
		江戸川病院	江戸川区東小岩 2-24-18	03-3673-1221	418			
		森山記念病院	江戸川区北葛西 4-3-1	03-5679-1211	275			
西多摩	☆	青梅市立総合病院	青梅市東青梅 4-16-5	0428-22-3191	562	○	○	○
		公立阿伎留医療センター	あきる野市引田 78-1	042-558-0321	305			
		公立福生病院	福生市加美平 1-6-1	042-551-1111	316			
南多摩	☆	東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町 1163	042-665-5611	610	○	○	○
		東海大学八王子病院	八王子市石川町 1838	042-639-1111	500		○	○
		日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山 1-7-1	042-371-2111	401	○		○
		東京都保健医療公社多摩南部地域病院	多摩市中沢 2-1-2	042-338-5111	287			
		稲城市立病院	稲城市大丸 1171	042-377-0931	290			
		町田市民病院	町田市旭町 2-15-41	042-722-2230	447			
		南町田病院	町田市鶴間 4-4-1	042-799-6161	222			
		日野市立病院	日野市多摩平 4-3-1	042-581-2677	300			
北多摩西部	★	国立病院機構災害医療センター	立川市緑町 3256	042-526-5511	455	○	○	○
		立川病院	立川市錦町 4-2-22	042-523-3131	450			
		東大和病院	東大和市南街 1-13-12	042-562-1411	284			
北多摩南部		武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町 1-26-1	0422-32-3111	611	○	○	○
	☆	東京都立多摩・小児総合医療センター	府中市武蔵台 2-8-29	多摩 042-323-5111	789	○	○	○
				小児 042-300-5111	561			
		杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川 6-20-2	0422-47-5511	1,153	○	○	○
		東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市和泉本町 4-11-1	03-3480-1151	581			
北多摩北部	☆	公立昭和病院	小平市花小金井 8-1-1	042-461-0052	518	○		○
		佐々総合病院	西東京市田無町 4-24-15	042-461-1535	183			
		東京都保健医療公社多摩北部医療センター	東村山市青葉町 1-7-1	042-396-3811	344			
		国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘 3-1-1	042-491-2111	560			
合計		82 施設			43,933	26	23	25

★印は基幹災害拠点病院、☆印は地域災害拠点中核病院を表す。
三次救急とは、救命救急センター等の三次救急医療施設をいう。
ヘリとは、ヘリコプターの臨時離発着場をいう。
東京 DMAT とは、東京 DMAT 指定病院をいう。

6　都の主な対策

(1) 耐震化の推進

東京都耐震改修促進計画

「東京都耐震改修促進計画」は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定するもので、都民の生命や財産を保護するため、都内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に促進し、災害に強い東京を実現することを目的としています。

建築物の種類	耐震化率					
	現状		目標			
			平成28年度末	平成31年度末	令和2年度末	令和7年度末
特定緊急輸送道路沿道建築物	平成27年12月	80.9%	−	90% ※1	−	100%
一般緊急輸送道路沿道建築物	平成27年3月	79.7%	−	−	−	90% ※2
住宅	平成27年3月	83.8%	−	−	95%	※3
マンション	−	−	−	−	95%	※3
主な公共住宅	平成27年3月	83.7%	−	−	95%	※3
都営住宅等	平成27年3月	82.7%	−	−	100%	−
特定建築物	平成27年3月	85.6%	−	−	95%	※4
防災上重要な公共建築物	平成27年3月	96.7%	100%（できるだけ早期に達成）			
災害拠点病院	平成26年9月	87.8%	−	−	−	100%
社会福祉施設等	平成25年10月	94.1% ※5	−	−	100%	−
保育所	平成25年10月	89.8% ※6	−	−	100%	−
私立学校	平成27年4月	92.0%	−	−	100%	−

（東京都耐震改修促進計画（平成28年３月改定）による）

※1　耐震化率90%、かつ、特に倒壊の危険性が高い建築物（Is値が0.3未満相当の建築物）の解消
※2　一般緊急輸送道路沿道建築物については、令和7年度末以降に耐震化率100%を目標とすることとし、具体的な目標年度や目標値は次回以降の計画改定時に定める。
※3　令和7年度末に耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
※4　令和7年度末の目標については、次回以降の計画改定時に定める。
※5　社会福祉施設等（主に災害時要配慮者が利用する入所施設）の現状の耐震化率は、平成25年10月1日現在（厚生労働省調査結果の有効回答数を基に都が算出）
※6　保育所の現状の耐震化率は、平成25年10月1日現在（厚生労働省調査結果の有効回答数を基に都が算出）

特定緊急輸送道路の機能確保

都は、震災時の救助活動や復興に不可欠な緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物が地震により倒壊して、道路を閉塞することがないよう、平成23年4月に「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を施行し、平成23年6月28日に特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路（特定緊急輸送道路）を指定しました。（地図参照）

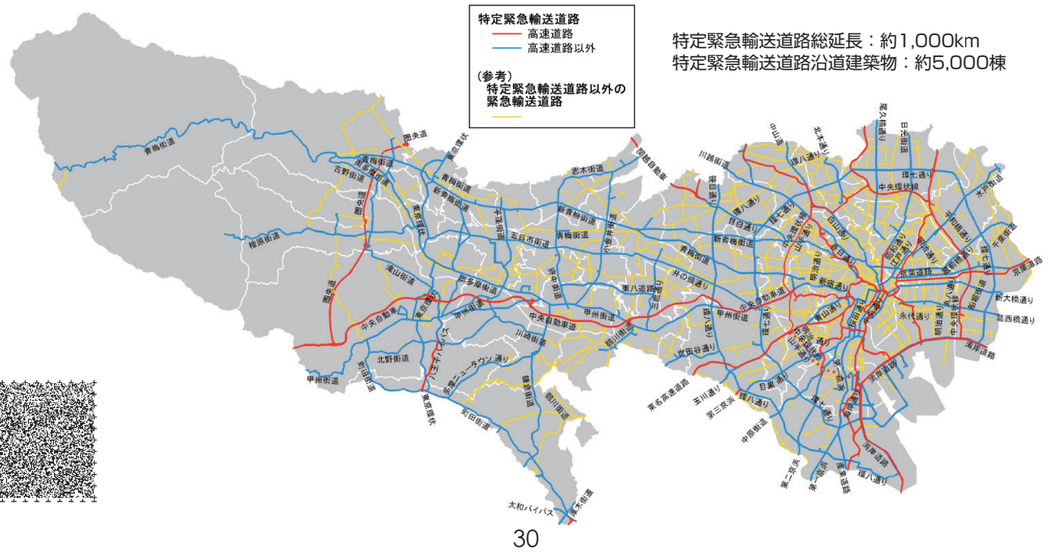

特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断を義務化

緊急輸送道路は、救命救急・消火活動、物資の輸送、復旧復興の大動脈であり、建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐことは、都民の生命と財産を守るとともに、首都東京の機能を維持するために極めて重要です。このため、都は、特に重要な道路を「特定緊急輸送道路」として指定し、一定の条件に該当する沿道の建築物（特定沿道建築物）に耐震診断等の義務付けと費用の助成を行っています。

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例

平成２３年６月２８日　特定緊急輸送道路の指定
平成２３年１０月１日　耐震化状況の報告義務の開始
平成２４年４月１日　耐震診断の実施義務の開始
平成２７年２月６日　未診断建築物の公表を開始
平成３０年３月29日　耐震診断結果の公表

東京都耐震マーク表示制度

建築物の耐震性に関する情報が広く提供され、都民が安心して建築物を利用することができるよう、「東京都耐震マーク表示制度」を行っています。

この制度は、耐震基準に適合していることが確認された東京都内全ての建築物に対し、「東京都耐震マーク」を無料で交付し、建築物の入り口等見やすい場所に表示していただくものです。

東京都耐震マーク表示制度　検索

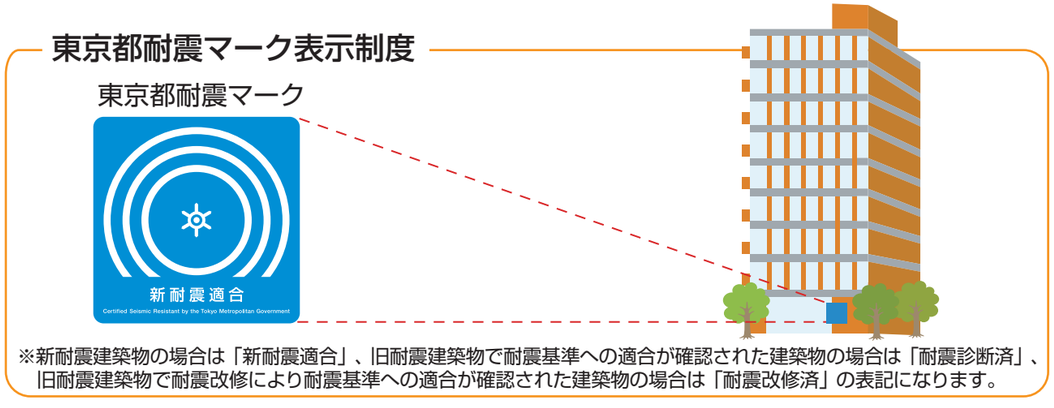

※新耐震建築物の場合は「新耐震適合」、旧耐震建築物で耐震基準への適合が確認された建築物の場合は「耐震診断済」、旧耐震建築物で耐震改修により耐震基準への適合が確認された建築物の場合は「耐震改修済」の表記になります。

(2) 木造住宅密集地域への対策

防災都市づくり推進計画

都は「防災都市づくり推進計画（以下、「推進計画」という。）に基づき、延焼遮断帯となる道路の整備や、震災時に特に甚大な被害が想定される「整備地域」における、建築物の不燃化・耐震化を区と連携して進めています。

また、平成27年度末に推進計画を改定し、緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動及び避難を可能とする防災生活道路網計画を定め、狭あいな道路の拡幅を進めるとともに、沿道の不燃化建替えを進めるなど、整備地域の整備を加速するための新たな取組を促進しています。

さらに整備地域の改善を計画的に進めていくために、各地域で講じる取組を推進計画における整備プログラムに定め、取組に追加等があった場合は年１回を基本に整備プログラムを更新しています。

整備地域以外については、敷地面積の最低限度の設定や市街地の防火性能を高める新防火区域の指定を促進し、木造住宅密集地域の改善及び拡大の未然防止に取り組んでいます。

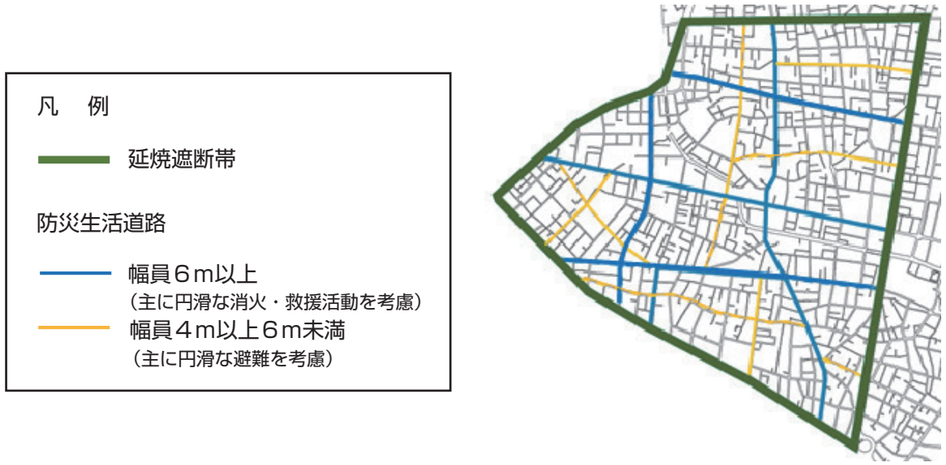

防災生活道路網計画（イメージ）

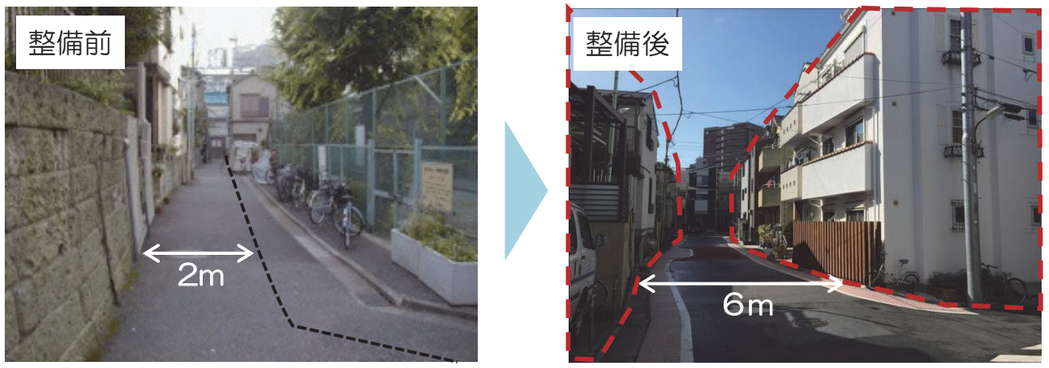

防災生活道路の整備例

木密地域不燃化10年プロジェクト

整備地域を対象に、令和2年度までの重点的・集中的な取組を実施し、木密地域を燃え広がらない・燃えないまちにするため、以下の取組を行っていきます。

○不燃化特区の制定（平成25年３月）

特に重点的・集中的に改善を図るべき地区について、住民への積極的な働きかけなど、従来よりも踏み込んだ取組を行う区からの整備プログラムの提案に基づき都が不燃化特区として指定し、建替え促進助成や固定資産税・都市計画税の減免措置などによる建物の不燃化を促進しています。また、体制強化やノウハウ提供などによる区の取組を支援し、市街地の不燃化を強力に推進しています。令和2年度までに、整備地域において「燃えないまち」を実現（不燃領域率（※）70%）することを目標とし、53地区、約3,200ha（H31.4時点）で取組を進めています。

○延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路の整備

整備地域において、「燃え広がらないまち」を実現するために、延焼遮断や避難、救援など、防災性の向上に有効な都施行の都市計画道路を平成24年に特定整備路線に選定し、28区間、延長約25kmで整備を進めています。

整備に当たっては、民間事業者を活用した相談窓口を設置し、移転先情報の提供や建物の建て替えプランの提案を行うなど、関係権利者の意向を踏まえた生活再建の支援を行っています。

令和2年度の特定整備路線の全線整備に向け、整備を推進しています。

○地域における防災まちづくりの気運醸成

木密地域の住民に対し、震災の怖さや自助・共助の重要性を伝え、危機意識の共有化を促し、地域が一体となって防災まちづくりに取り組む気運を高めていきます。

※市街地の「燃えにくさ」を指す指標。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出し、不燃領域率が70%を超えると市街地の焼失率はほぼゼロとなる。

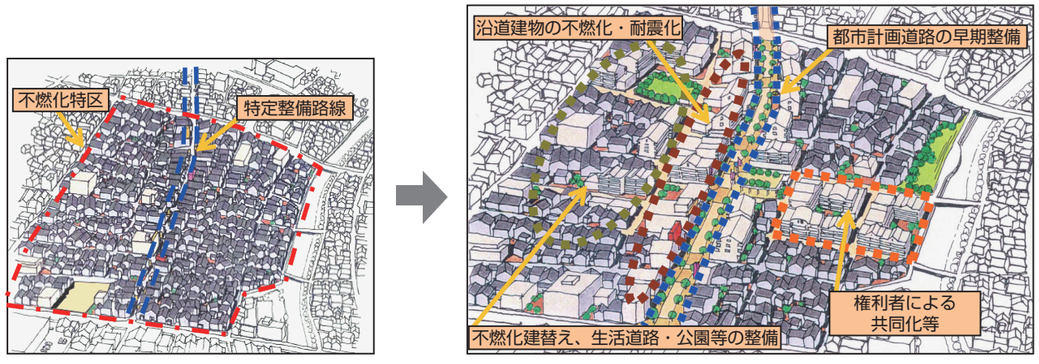

（不燃化特区・特定整備路線選定時）　（整備後）

整備イメージ

「不燃化特区」（計19区53地区）（平成31年4月現在）及び
「特定整備路線」（計28区間、延長約25km）

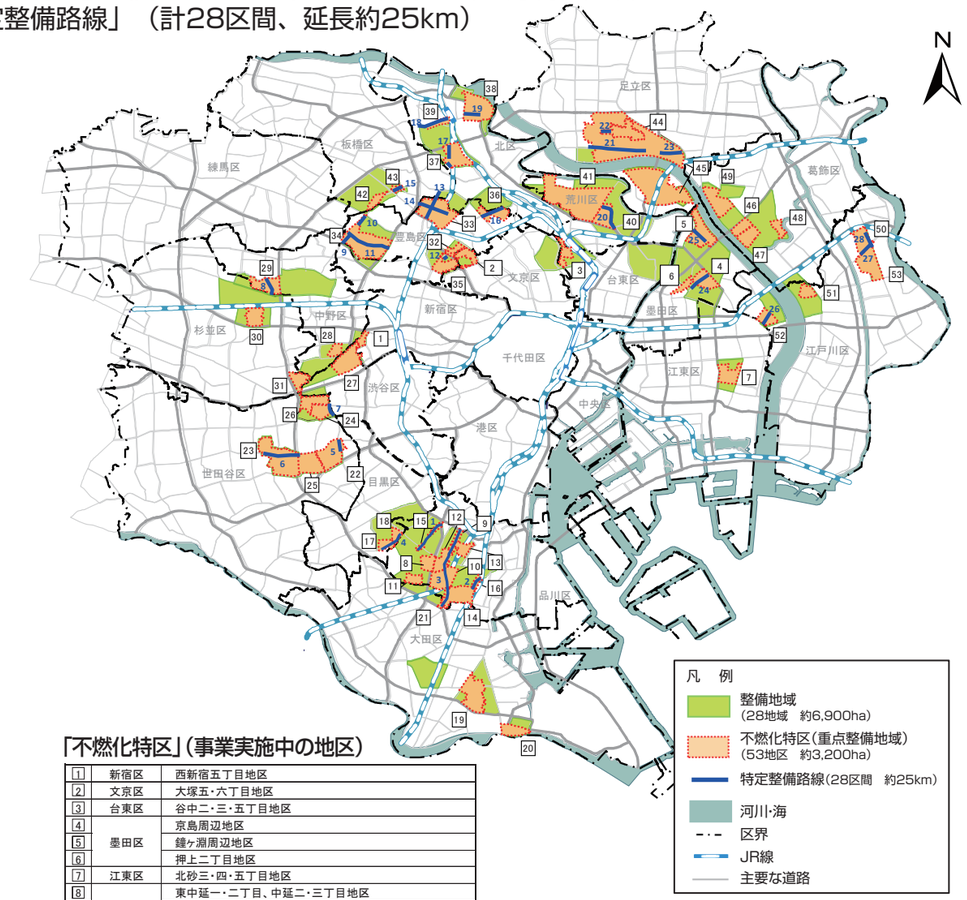

「不燃化特区」（事業実施中の地区）

1	新宿区	西新宿五丁目地区
2	文京区	大塚五・六丁目地区
3	台東区	谷中二・三・五丁目地区
4	墨田区	京島周辺地区
5		鐘ヶ淵周辺地区
6		押上二丁目地区
7	江東区	北砂三・四・五丁目地区
8	品川区	東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区
9		補助29号線沿道地区（品川区）
10		豊町四・五・六丁目、二葉三・四丁目及び西大井六丁目地区
11		旗の台四丁目・中延五丁目地区
12		戸越二・四・五・六丁目地区
13		西品川二・三丁目地区
14		大井五・七丁目、西大井二・三・四丁目地区
15		放射2号線沿道地区
16		補助28号線沿道地区
17	目黒区	原町一丁目、洗足一丁目地区
18		目黒本町五丁目地区
19	大田区	大森中（西糀谷、東蒲田、大森中）地区
20		羽田二・三・六丁目地区
21		補助29号線沿道地区（大田区）
22	世田谷区	太子堂・三宿地区
23		区役所周辺地区
24		北沢三・四丁目地区
25		太子堂・若林地区
26		北沢五丁目・大原一丁目地区
27	渋谷区	本町二～六丁目地区
28	中野区	弥生町三丁目周辺地区
29		大和町地区
30	杉並区	杉並第六小学校周辺地区
31		方南一丁目地区
32	豊島区	東池袋四・五丁目地区
33		池袋本町・上池袋地区
34		補助26・172号線沿道地区
35		雑司が谷・南池袋地区
36	豊島区・北区	補助81号線沿道地区
37	北区	十条駅周辺地区
38		志茂地区
39		赤羽西補助86号線沿道地区
40	荒川区	荒川二・四・七丁目地区
41		町屋・尾久地区
42	板橋区	大谷口一丁目周辺地区
43		大山駅周辺西地区
44	足立区	西新井駅西口周辺地区
45		足立区中南部一帯地区
46	葛飾区	四つ木一・二丁目地区
47		東四つ木地区
48		東立石四丁目地区
49		堀切二丁目周辺及び四丁目地区
50	江戸川区	南小岩七・八丁目周辺地区
51		松島三丁目地区
52		平井二丁目付近地区
53		南小岩南部・東松本付近地区

「特定整備路線」

	路線名	箇所	延長(m)
1	放射第2号線	品川区西五反田七丁目～西中延一丁目	1,255
2	補助第28号線	品川区大井四丁目付近	520
3	補助第29号線	品川区大崎三丁目～大田区東馬込二丁目	3,445
4	補助第46号線	目黒区目黒本町五丁目付近	510
		目黒区目黒本町五丁目～目黒区洗足一丁目	550
5	補助第26号線	世田谷区三宿二丁目～世田谷区池尻四丁目	440
6	補助第52号線	世田谷区若林五丁目～世田谷区豪徳寺二丁目	1,310
7	補助第26号線	目黒区駒場四丁目～渋谷区大山町	550
8	補助第227号線	中野区大和町一丁目～四丁目	710
9	補助第26号線	豊島区南長崎六丁目～豊島区長崎五丁目	320
10	補助第26号線	豊島区千早四丁目～豊島区要町三丁目	460
11	補助第172号線	豊島区長崎一丁目～豊島区長崎五丁目	1,620
12	補助第81号線	豊島区南池袋二丁目～四丁目	260
13	補助第73号線	豊島区池袋本町二丁目～板橋区板橋一丁目	1,070
14	補助第82号線	豊島区上池袋三丁目～板橋区大山金井町	1,130
15	補助第26号線	板橋区大山町付近	375
16	補助第81号線	豊島区巣鴨五丁目～北区西ヶ原三丁目	930
17	補助第73号線	北区上十条二丁目～北区十条仲原二丁目	895
18	補助第86号線	北区赤羽西五丁目～一丁目	1,150
19	補助第86号線	北区志茂一丁目付近	620
20	補助第90号線	荒川区荒川一丁目～荒川区町屋一丁目	1,230
21	補助第136号線	足立区扇一丁目～足立区梅田三丁目	1,910
22	補助第138号線	足立区興野一丁目～足立区本木二丁目	350
23	補助第136号線	足立区足立一丁目～三丁目	630
24	放射第32号線	墨田区押上三丁目～墨田区京島一丁目	860
25	補助第120号線	墨田区墨田二丁目～三丁目	530
26	補助第144号線	江戸川区平井二丁目付近	490
27	補助第142号線	江戸川区南小岩四丁目～東小岩四丁目	560
28	補助第143号線	江戸川区南小岩八丁目付近	620

(3) ライフラインの震災対策

上下水道などライフラインの震災対策

震災が発生すると、上下水道をはじめ、電気、ガス、通信などのライフラインに支障が生じます。

都では、「東京都地域防災計画」を定め、これらのライフラインを上下水道30日、電気7日、ガス60日、通信14日で復旧させることを目標としています。

また、震災発生時における被害を最小限にとどめるため、上下水道について次のような予防対策を進めています。

大規模震災で上下水道管の破損などが起こると、飲み水の確保はもとより、トイレやお風呂が使えなくなるほか、水道管の漏水や下水の流出により、浸水被害の発生、企業活動の停滞等、都民の生命、財産に関わる重大な事態が生じるおそれがあります。また、漏水による道路陥没や液状化によるマンホールの浮上により、道路の車両通行が阻害されるなど、応急対策活動にも支障をきたしてしまいます。

このような事態を回避するために、水道管の耐震継手化、下水道管とマンホールの接続部の耐震化や液状化しやすい地域のマンホールの浮上抑制対策などを進めています。

上水道管の耐震化

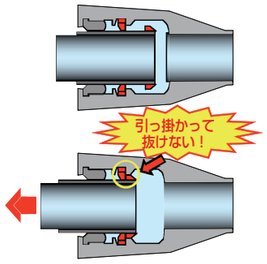

抜け出し防止機能を持つ耐震継手を用いて、上水道管の耐震化を図ります。

下水道管とマンホールの接続部の耐震化

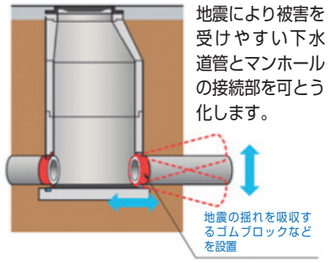

地震により被害を受けやすい下水道管とマンホールの接続部を可とう化します。

マンホールの浮上抑制対策

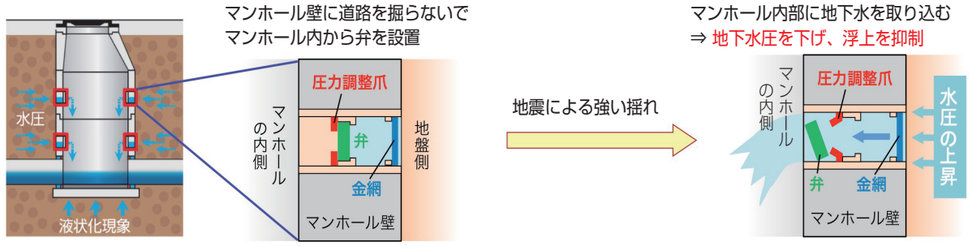

無電柱化

災害時には、電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断等により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想されます。そのため、都は、緊急輸送道路など「都市防災機能の強化」に寄与する路線を選定し、積極的に無電柱化を行っています。

都道においては、緊急輸送道路の中でも災害時の避難や救護活動、物資輸送を担い、防災拠点等を結ぶ第一次緊急輸送道路の無電柱化を令和6年度末までに50%完了させ、そのうち震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状七号線については100%完了させるという目標を設定し、重点的に無電柱化を推進しています。

また、区市町村道における無電柱化に対しても財政支援や技術支援を行い、都内全域で無電柱化を促進することで、都市防災機能の強化を図っています。

更なる無電柱化の推進に向け、平成29年度には都道府県初の「東京都無電柱化推進条例」を施行し、これに基づき今後10年間の方針や目標を定めた「東京都無電柱化計画」を策定しました。本計画では、都道の重点整備地域をセンター・コア・エリアから環状七号線の内側エリアまで拡大し、対象路線全線で事業着手するとともに、第一次緊急輸送道路と災害拠点病院等を結ぶ都道を新たに重点整備路線に位置づけるなど、一層の防災性の向上を図っていくことを定めています。

引き続き、都道の無電柱化を着実に進めるとともに、区市町村との連携や、コスト縮減に繋がる技術開発等を進めていきます。また、啓発イベントを展開するなど、都民の皆様の理解と共感を得ながら、積極的に無電柱化を推進していきます。

無電柱化の整備事例
（上：整備前、下：整備後）

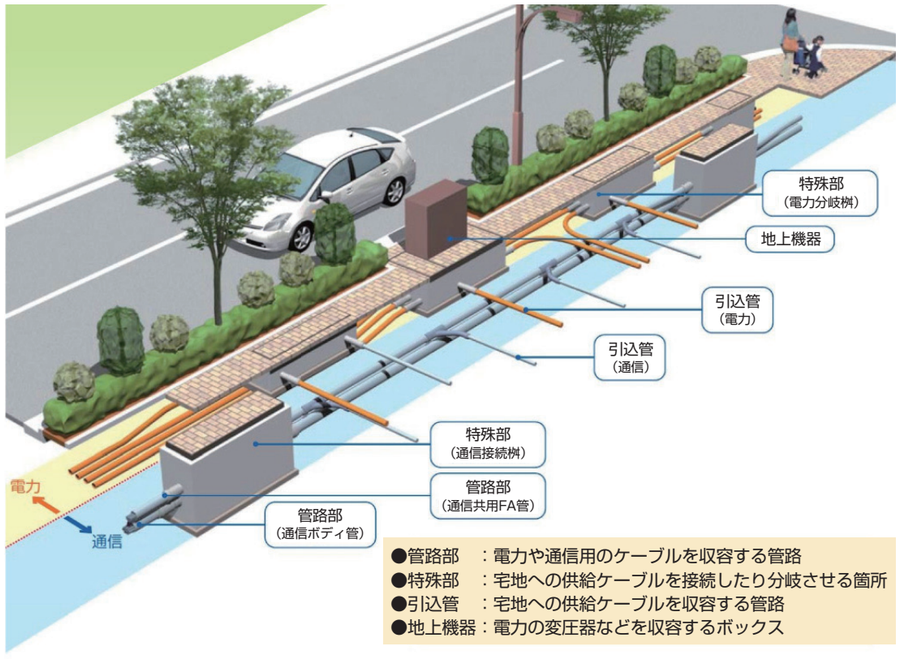

●管路部　：電力や通信用のケーブルを収容する管路
●特殊部　：宅地への供給ケーブルを接続したり分岐させる箇所
●引込管　：宅地への供給ケーブルを収容する管路
●地上機器：電力の変圧器などを収容するボックス

無電柱化のイメージ（電線共同溝方式）

(4) 高潮・津波対策

海岸保全施設

東京港臨海部には、津波、高潮から都民を守るため、防潮堤や水門等の海岸保全施設を整備しています。防潮堤は干潮面から4.6～8.0mの高さで設置し、運河部には水門を設け、潮位の上昇により浸水のおそれがある時には閉鎖します。

地震、津波、高潮などの非常事態に迅速に対応するため、東京港には水門の操作等を統括する高潮対策センターを設けています。昭和54年からは「遠隔制御システム」を順次導入し、情報の集中管理、指揮・命令系統の一元化及び水門操作等の迅速化を図ってきました。

さらに危機管理体制の強化を図るため、第二高潮対策センターを配置し、従来のサブセンターの機能を両センターに集約することで、両センターが相互にバックアップ可能な2拠点化の体制を整えています。

高潮対策センターの２拠点化

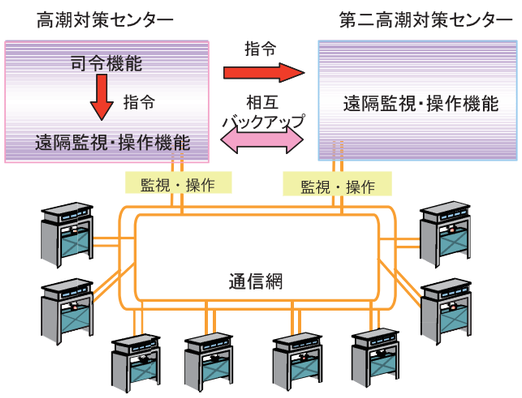

高潮対策センター（操作室）

高潮対策センター（辰巳）

平常時の辰巳水門

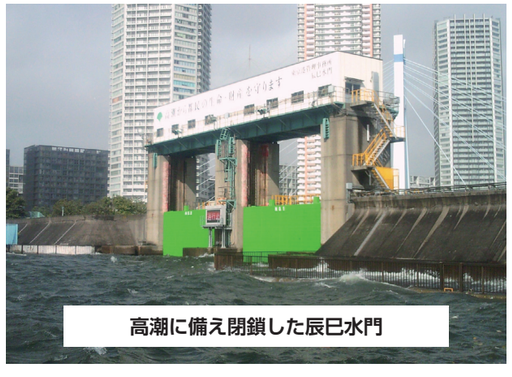

高潮に備え閉鎖した辰巳水門

河川施設

東部低地帯の内部河川の入口には水門を設置し、高潮や津波時には水門を閉鎖して防潮堤と一体となって地域を守ります。水門閉鎖時に、降雨等によって水門より内側の河川の水位が上昇したときに備え、排水機場を設置しており、水位が上がった時はポンプを運転して水門内側の水を外部に排出します。

水門の各施設について、運転操作の効率化を図るため、光通信や無線通信等、各種ICTを活用した水門管理システムを構築し、水門管理センターにおいて24時間365日体制で遠隔監視制御を行っています。センターと同等の機能を有する木下川センターによるバックアップと通信ケーブルの二重ループ化によりシステムの信頼性を高めています。無線による水門閉鎖も可能です。

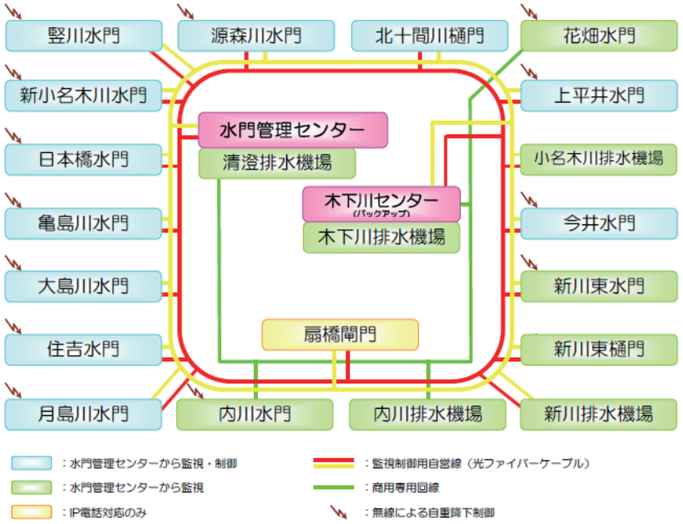

水門管理システム概念図

平常時の今井水門

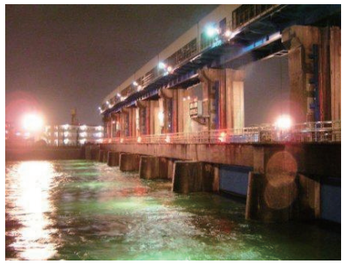

高潮に備え閉鎖した今井水門

また、東部低地帯の河川において、東日本大震災を踏まえ、将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震が発生した場合でも、津波等による浸水を防止するため、対象箇所や目標年次を示した「東部低地帯の河川施設整備計画」を策定しました。

現在、東部低地帯における安全性の早期向上を図るため、この整備計画に基づき、堤防や水門・排水機場の耐震強化等を進めています。

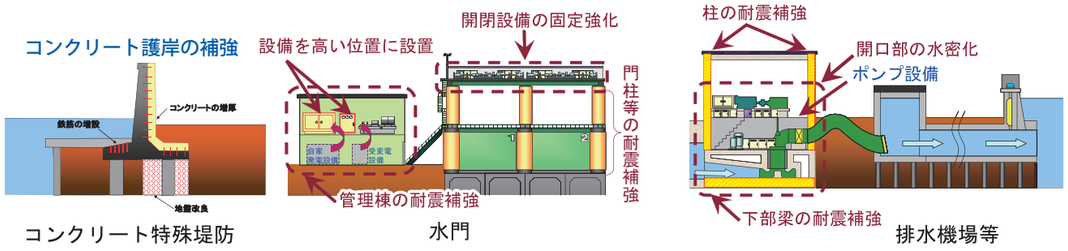

コンクリート特殊堤防　水門　排水機場等

耐震対策のイメージ

島しょの津波対策

東日本大震災時のような甚大な被害をもたらす津波に対し、都独自の南海トラフ巨大地震の被害想定や津波浸水ハザードマップ基本図を作成するなど、ハード・ソフト両面から総合的な対策を推進しています。

(5) 地域防災力向上の推進

背景と意義

災害が起きたとき、一人でも多くの人の命を守るためには、まず一人ひとりが自分を守り、さらには、近くにいる人同士が助けあうことが大切です。

一方、東京においては、若い世代の防災活動への不参加や、近隣住民同士の結びつきが希薄である、防災に関わる女性が少なく避難所運営等で女性の声が届きにくいなど、解決しなければいけない課題があります。

このため、東京都は、区市町村や関係機関と連携しながら地域防災における人材の育成や活動を支援するとともに、災害時に防災活動の中心となって活躍できる女性の防災人材の育成を行い、地域防災力の向上を図っています。

主な取組

①「防災市民組織リーダー研修」「東京防災学習セミナー」の実施

防災市民組織のリーダーなどを対象とした研修会や、地域に防災の専門家を派遣して行う学習セミナーなどの実施により地域の防災力向上を図っています。

②防災市民組織の認定

地域で意欲的な防災活動を行う防災市民組織を認定しました。

認定団体は、町会と地元中学校が連携した防災訓練や、高層マンションの共助体制づくりなど、地域に根ざしたさまざまな活動を行っています。

③「防災ウーマンセミナー」「防災コーディネーター研修」の実施

女性防災人材の裾野を広げるための基礎編となるセミナーや、災害時に地域や職場で防災活動の中心となって活躍できる女性を育成する研修会の実施により、女性防災人材の育成を行っています。

(6) 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策の背景

平成24年4月に公表した都の被害想定によれば、大規模地震発生時、都内では約517万人の帰宅困難者が発生すると想定されています。

都では、発災時にはむやみに移動せず、職場や学校などで３日間待機する一斉帰宅の抑制を呼びかけています。しかしながら、それでもなお、職場や学校等の身を寄せる場のない、買い物客などの行き場のない帰宅困難者は約92万人になると推計されています。

むやみに移動・帰宅をしない

大規模地震発生時、多数の帰宅困難者が一斉に帰ろうとすると、道路や歩道が多くの人で埋まり、大渋滞が発生します。このことにより、警察・消防・自衛隊の車両が速やかに現場に到着できず、人命救助のカギとなる72時間の救助・救命活動に支障をきたします。

また、徒歩帰宅中に余震等で二次被害に遭う可能性もあり、大規模地震発生後すぐに帰宅しようとすることは大変危険です。

大規模地震発生時はむやみに移動せず、職場や外出先等、安全な場所に留まりましょう。

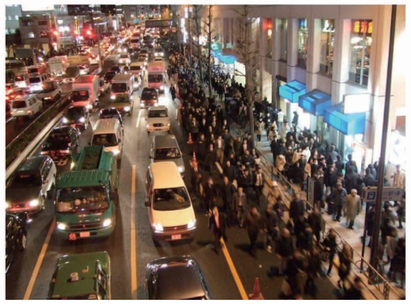

品川駅周辺の道路（平成２３年３月１１日）

東京都帰宅困難者対策条例の制定

都は、「一斉帰宅の抑制の推進」、「一時滞在施設の確保」、「帰宅支援」を主な柱とする「東京都帰宅困難者対策条例」を制定しています。帰宅困難者対策に当たっては、行政が対策を実施していく「公助」だけでなく、個人や企業による自主的な取組、「自助」「共助」も含め、社会全体で対策を進めていくことが必要です。

①一斉帰宅抑制の推進

＜都民の取組＞

○一斉帰宅の抑制
○家族との連絡手段を複数確保
○混乱収拾後の徒歩帰宅に備え、自宅までの経路の確認と職場等での歩きやすい靴の準備など

＜事業者の取組＞

○従業員の一斉帰宅抑制
○３日分の水・食料などの備蓄
○従業員との連絡手段の確保など
○駅や集客施設等での利用者保護

＜学校などでの取組＞

○生徒・児童等の施設内待機と安全確保

②一時滞在施設の確保

○都立施設等を一時滞在施設に指定
○国や区市町村、民間事業者に一時滞在施設確保の協力を求める。

備蓄の目安

雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員が、救助・救命活動が行われる3日間、事業所内に留まれるよう備蓄をしておきましょう。

〈備蓄品目の例〉

飲料水、食料、毛布やそれに類する保温シート、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、敷物（ビニールシート等）、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、救急医療薬品類

※上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味し、事業所ごとに必要な備蓄品を検討しましょう。
※従業員等自らも備蓄に努めるようにしましょう。
（運動靴、常備薬、携帯電話用電源等）

③帰宅支援

○災害時帰宅支援ステーションの確保
○バス・船などの代替輸送手段の確保

災害時帰宅支援ステーションの協定締結店舗には、左のステッカーが貼られています。

災害発生時には、水道水やトイレ、情報の提供を受けることができます。

一時滞在施設

①一時滞在施設とは

行き場のない帰宅困難者を原則３日間受け入れる施設のことです。これまで、都立施設約200か所の一時滞在施設を指定し、３日分の飲料水や食料、簡易トイレ等を備蓄しています。一時滞在施設では、可能な範囲で以下の支援を行います。

○施設の安全を確認した後、行き場のない帰宅困難者を受け入れます。
○水や食料、ブランケットなどの支援物資を配布します。
○トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行います。
○周辺地域や道路の被害状況、鉄道の運行状況などの情報収集及び施設滞在者に対する情報提供を行います。

②一時滞在施設の確保に向けて民間事業者の協力を求めています

都は、これまで都の施設の一時滞在施設への指定を進め、約７万人分の施設を確保してきましたが、想定される帰宅困難者を受け入れるには、行政機関による「公助」では限界があります。このため、都は国や区市町村等と連携し、民間事業者に一時滞在施設確保の協力を求めています。

都では、帰宅困難者を受け入れていただける民間事業者に対し、帰宅困難者用の備蓄品の購入費用や帰宅困難者の受入に係る設備の整備費用に対する補助を実施しています。

③一時滞在施設の運営に積極的に協力しましょう

一時滞在施設は、民間事業者等の協力により確保しています。帰宅困難者として施設に滞在する際には、受付や備蓄品の配付など、施設の運営に積極的に協力しましょう。

帰宅困難者対策訓練

都では、年４回実施する住民参加型訓練の１つとして、毎年冬季に主要駅周辺を中心に帰宅困難者対策訓練を実施しています。駅構内での利用者保護訓練、一時滞在施設の開設訓練、要配慮者の搬送訓練など、実践的な内容を盛り込んだ訓練を行っています。

駅事業者による利用者保護

要配慮者の搬送

(7) 風水害対策

東京都地域防災計画(風水害編)

平成26年7月に「東京都地域防災計画（風水害編）」を修正しました。

事前の対策

①河川の整備

台風や集中豪雨によって発生する洪水を溢れさせないため、川幅を拡げるなどの河道整備や洪水を一時的にためる調節池の整備などを進めています。

②下水道の整備

時間50ミリの降雨に対する整備を進めるとともに、浸水被害の影響が大きい大規模地下街や甚大な浸水被害が発生している地域などにおいて、整備水準のレベルアップを含めた下水道整備を進めています。

③洪水ハザードマップの作成支援

区市町村は、洪水時の堤防の決壊等による浸水状況と避難方法等の対策に係る情報を分かりやすく図示した「洪水ハザードマップ」を作成しています。東京都は、作成・公表にあたって、関係機関と連携して区市町村を支援しています。

④「東京マイ・タイムライン」

都民一人ひとりが、避難に必要な防災気象情報を正しく理解し、自らの環境や地域の特性に合った避難行動をとれるよう、日頃より水害からの避難を考えるためのツールを一式にまとめた「東京マイ・タイムライン」を作成しています。

なお､東京都防災ホームページで､「東京マイ･タイムライン」のデータを公表しているほか､スマートフォン、パソコン等でマイ・タイムラインを作成・保存できる、作成フォームも配信しています。

⑤「水害リスクマップ」

大河川、中小河川の洪水や高潮による氾濫、土砂災害といった都内で想定される水害リスクを視覚的にわかりやすく確認できる、「水害リスクマップ」の機能を「東京都防災アプリ」に追加し、配信しています。

なお､GPS機能との連動により､現在地の水害リスクを確認できるようになっています。

⑥地下鉄における浸水対策

地下鉄では、駅出入口などからの浸水を防ぐため、止水板や防水扉を設けています。さらに、トンネル内にも防水扉を設け、浸水があっても被害が拡がらないようにしています。

止水板

大雨等への対応

①水防本部

東京地方に大雨警報等が発表された場合に、水防本部を設置し、洪水・高潮等による水害の被害を未然に防止・軽減するために、雨量や河川水位を監視しながら、気象庁と連携して区市町村（水防管理団体）等関係機関に防災気象情報の発表・伝達等を行います。

②災害即応対策本部等の設置

都内で大雨警報等が発表された場合には、情報連絡態勢をとり、区市町村等と連絡・調整を行っています。また、必要に応じて、災害即応対策本部等を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立しています。

③同一河川・圏域・流域区市町村における情報の共有

同一河川・圏域・流域区市町村では、集中豪雨により河川の増水や氾濫が同時に起こる可能性が高いため、区市町村の避難勧告等に有用な情報を提供しています。

④広域避難対策

平成30年6月、都は内閣府と共同で「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を設置し、国、都内自治体、隣県、交通事業者などの関係機関を構成員として、首都圏における大規模水害時の広域避難の具体化に向けて検討を進めています。

⑤都民への情報提供

○東京都防災ホームページ・防災ツイッター

東京都防災ホームページ・防災ツイッターを通じ、都民等に対して、被害情報や鉄道の運行状況、道路情報等の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者への帰宅を支援しています。

○避難勧告等の情報伝達

災害発生のおそれがある時に、マスコミとの申し合わせにより、放送を活用して、都民等に対し避難勧告等に関する情報提供を行います。

○東京都水防災総合情報システムホームページ・水防ツイッター

東京都で観測している雨量や河川水位、河川監視の映像、大雨警報等の気象情報、洪水予報や土砂災害警戒情報などの水防情報をリアルタイムに提供しており、英語、中国語（簡体字）、韓国語にも対応しています。

また、気象情報や水防情報については、水防ツイッターでも情報提供しています。

・東京都水防災総合情報システム

（「水防災総合情報システム」で検索してください）

【PC版】 http://www.kasen-suibo.metro.tokyo.jp

【スマートフォン版】

http://www.kasen-suibo.metro.tokyo.jp/s/tsim0401g.html

【携帯版】http://www.kasen-suibo.metro.tokyo.jp/k/

【東京都水防ツイッター】

https://twitter.com/tokyo_suibo

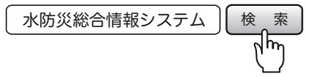

（PC版）　（スマートフォン版）　（携帯版）　（ツイッター）

○土砂災害対策（ソフト対策）

土砂災害のおそれのある区域を明らかにする土砂災害警戒区域等の指定、区市町村における土砂災害ハザードマップの作成支援、避難判断の目安となる土砂災害警戒情報の発表など地域住民の円滑な避難体制の確立に向けて取り組んでいます。

○東京都下水道局 降雨情報システム「東京アメッシュ」ホームページ

気象レーダーを使用して、都内とその周辺で降っている雨の降り具合を色分けし、リアルタイムに降雨情報を提供しています。スマートフォン版では、GPSを使用した現在地表示や希望する地点を登録することができます。

【PC版】 https://tokyo-ame.jwa.or.jp/

【スマートフォン版】 https://tokyo-ame2.jwa.or.jp/

(8) 火山災害対策

東京都の火山災害対策は、火山防災協議会における協議内容や過去の火山噴火災害の経験を踏まえた、「東京都地域防災計画(火山編)」に基づき、次のとおり、離島という特質に応じた防災対策を構築しています。

伊豆諸島の観測体制

東京都では、伊豆諸島(伊豆大島を除く)の各島に地震計や傾斜計などの観測システムを設置し、火山の状態を観測しています。伊豆大島については、国が重点的に観測網を構築して観測しています。

また、都の観測データは、気象庁へ提供するほか、各島に設置されている国、研究機関の観測データと相互利用しています。

防災訓練の実施

都は、島しょ町村と合同で火山噴火、地震、津波などを想定して、総合防災訓練を実施しています。

平成14年度　大島町
平成16年度　神津島村
平成18年度　大島町
平成20年度　八丈町・青ヶ島村
平成22年度　新島村
平成24年度　神津島村
平成25年度　新島村
平成27年度　三宅村・御蔵島村
平成28年度　大島町・利島村
平成29年度　八丈町・青ヶ島村
平成30年度　小笠原村

平成29年　東京都･八丈町･青ヶ島村合同総合防災訓練

噴火警報・予報

気象庁では、火山の活動程度に応じて、様々な情報を発表するとともに、特に活動が活発な火山に対しては、避難行動等の情報を示した「噴火警戒レベル」を定めています。都内の対象6火山については、平成19年12月に伊豆大島、平成20年3月に三宅島、平成30年5月に八丈島及び青ヶ島、令和元年7月に新島及び神津島に対して、下表のとおり噴火警戒レベルが定められたことから、これらを踏まえた防災対策を計画することとなります（令和元年7月現在：対象6火山：レベル1）。

なお、各レベルにおける具体的な規制範囲等については町村の地域防災計画等で定められます。

〔対象6火山の噴火警戒レベル〕

種別	名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者･入山者等への対応
特別警報	噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。
			4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。
警報	噴火警報（火口周辺）	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止、入山規制、居住地域の境界から山頂側への立入規制、危険な地域への立入規制等。 状況に応じて避難行動要支援者の避難準備等が必要。 住民は通常の生活。
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 住民は通常の生活。
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	【伊豆大島、三宅島、八丈島、新島、神津島】 火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ） 【青ヶ島】 火山活動は静穏。	状況に応じて山頂火口内及び近傍への立入規制等。

※火山の活動状況に応じてレベルが変更されます。

避難態勢

火山噴火災害時には、噴石、溶岩流出等により広範囲にわたり住民の生命に危険を及ぼす事態が予想されることから、迅速かつ的確な避難措置を講じる必要があります。

また、噴火の状態に応じて、関係機関の協力や借り上げにより船舶を確保し、島外へ避難します。

(9) 医療救護対策

大震災等が発生した場合には、負傷者等に対して迅速かつ適切に医療が提供できるよう、東京DMAT（災害医療派遣チーム）や災害拠点病院、災害医療コーディネーターを中心とする情報連絡体制等を整備しています。

東京DMAT

東京DMATは、東京消防庁と連携して、自然災害や大規模交通事故等の災害現場に出場し、一刻も早い救命処置を行うために、専門的なトレーニングを受けた医療チームです。初動医療体制の充実･強化を図るため、都内25病院を東京DMAT指定病院に指定し、約1,000名の隊員を確保しています（平成30年4月時点）。

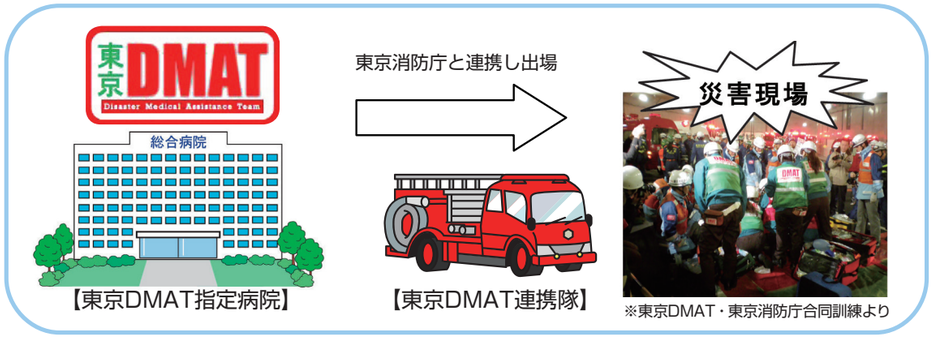

【東京DMAT指定病院】　【東京DMAT連携隊】　※東京DMAT・東京消防庁合同訓練より

災害拠点病院

災害時に主に重症者の収容・治療を行う「災害拠点病院」を82病院（平成30年5月時点）指定し、災害医療体制を整備しています。災害拠点病院一覧は、28～29ページをご覧ください。

災害医療コーディネーター

東日本大震災で得た教訓を基に、限られた医療資源を効率的・効果的に運用するため、都内全域や地域内の調整を行う「東京都災害医療コーディネーター」や「地域災害医療コーディネーター」を任用しています。

○東京都災害医療コーディネーター
具体的な職務
・東京DMATや医療救護班の効果的な配分などについての助言
・平時から都の災害医療対策に助言

○地域災害医療コーディネーター
具体的な職務
・災害時に圏域内の医療情報を集約・一元化し、医療救護活動等を統括・調整
・地域の実情に応じた具体的な方策を検討する「地域災害医療連携会議」の中心的役割を担うなど、関係機関との連携体制の構築

(10) 震災復興対策

震災復興と東京都の取組

阪神・淡路大震災の事例では、被災者の中には、心身や財産に大きなダメージを受けるなどして、通常の生活に戻れない人々が存在していました。

また、住まい、福祉・保健、環境、雇用・産業など被災者の生活に関連した数多くの問題が発生します。

都は、阪神・淡路大震災における検証結果を踏まえ、復興には共助の仕組みが大切だと認識し、新しい共助の仕組みを提案する「東京都震災復興マニュアル」（平成15年3月）を作成しました。マニュアルは、行政担当者向けの復興実務の手引書である「復興施策編」と、被災者の行動指針となるよう地域力を生かした復興を行うための様々な仕組みを提案した「復興プロセス編」とから構成されています。

その後、東日本大震災等を契機に整備された震災復興に関する法令等を踏まえ、平成28年3月に修正を行いました。

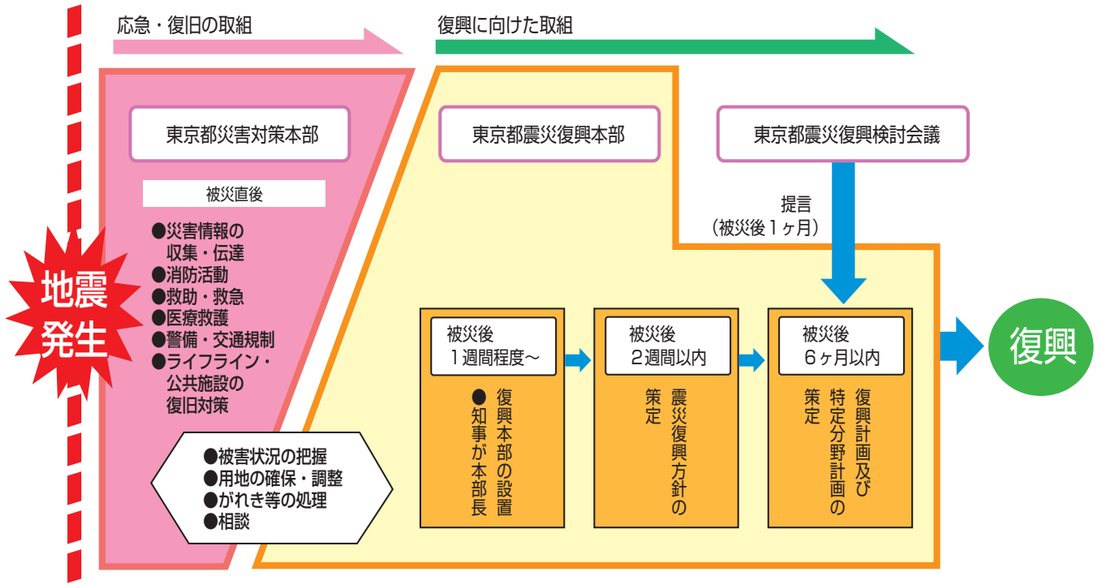

都は、地震により被害を受けた地域が東京都の地域内で相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、復興本部を設置します。

本部は、被災後１週間程度の早い時期に設置するものとし、震災復興基本方針及び震災復興計画を早期に策定することにより、震災復興後の都市ビジョン、都民生活ビジョン、震災復興計画の到達目標、事業指針等を都民に明確に示すとともに、具体的な震災復興事業を推進していきます。

罹災証明書の迅速な発行

罹災証明書とは、区市町村が被災家屋の調査等を行い、確認した被害程度「全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊等」について発行する証明書であり、義援金や税減免等の各種被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされる証明書です。

都は、罹災証明書を迅速に発行するシステムを平成23年度に京都大学等と共に開発し、区市町村へのシステム導入を支援しています。

(11) 防災知識の普及・啓発

防災ブック「東京防災」

都民や地域の自助・共助の意識醸成を促進するため、平成27年度に防災ブック「東京防災」を作成しました。「東京防災」には、様々な災害への事前の備えや対処法など、普段から活用でき、いざという時に役立つ内容を掲載しています。

英語版・中国語版（簡体字、繁体字）・韓国語版を作成するなど、多言語対応を行っているほか、音声版や点字版、大活字版も作成し、都内の図書館等に設置しております。

女性視点の防災ブック「東京くらし防災」

女性の防災への参画を促すとともに、都民の一層きめ細やかな災害への備えを促進することを目的として、女性視点の防災ブック「東京くらし防災」を作成し、平成30年度に都内の都立・区市町村立施設で配布しております。

生活のシーンごとに暮らしの中でできる防災対策や、避難生活での防犯対策、避難所でのペットとの過ごし方などの被災後の暮らし方についても、被災者のリアルな声も交えながら、具体的に分かりやすく紹介しています。あわせて、多言語対応を行うとともに視覚に障害のある方も含め、より多くの方に読んでいただけるよう、音声コードを各ページの左下に付けています。

東京都防災アプリ

都民の災害への備えを促進することを目的に、平成30年度に「東京都防災アプリ」をリリースしました。「あそぶ」「まなぶ」「つかう」をコンセプトに、楽しみながら防災の基礎知識を得られたり、災害時に役立つコンテンツを搭載し、多言語対応を行っています。「東京防災」「東京くらし防災」「災害時モード」の3つのモードで構成されており、防災対策を楽しく学びながら、災害時にも役立つアプリとなっています。

東京都防災アプリ

Android　iOS

防災ノート～災害と安全～

次世代を担う子供たちに「東京防災」を有効に活用してもらうとともに、「東京くらし防災」の内容を取り入れ、学校・家庭・地域で、児童・生徒が主体的に防災について調べ、考え、家族と一緒に行動するための防災教材として、「防災ノート～災害と安全～」を作成しています。また、都内の全学校の児童・生徒へ配布し、学校・家庭・地域が一体となった防災教育の充実につなげています。

そして、「防災ノート～災害と安全～」の作成に合わせて、新たに防災教育に関するポータル「防災教育ポータル」を開設しました。「防災ノート～災害と安全～」をダウンロードできる他にも、防災体験場所の紹介や防災教育指導資料、安全教育指導資料等の検索、調べ学習等に活用できる関係機関等ともリンクをしています。児童・生徒の学校、家庭等における防災教育の推進を支援するコンテンツになっています。

防災教育ポータル

自然災害に備えた自宅での備蓄（都民の備蓄推進プロジェクト）

首都直下地震等の大規模災害が発生した場合、ライフラインが寸断されるとともに、道路等ががれきでふさがれることにより、物流が麻痺して食料品や生活必需品が入手困難となるおそれがあります。

こうした状況の中で、自宅の倒壊等を免れた場合、避難所ではなく、自宅に留まって生活することが想定されます。

このような事態に備え、大規模災害が発生しても自宅で生活を継続できるように、食料品や日用品を少し多めに備える「日常備蓄」の考え方に基づいた備蓄の実践を進めています。

参考までに、４人家族の場合を例示し、自分の家庭にあったものを備えることを勧めています。

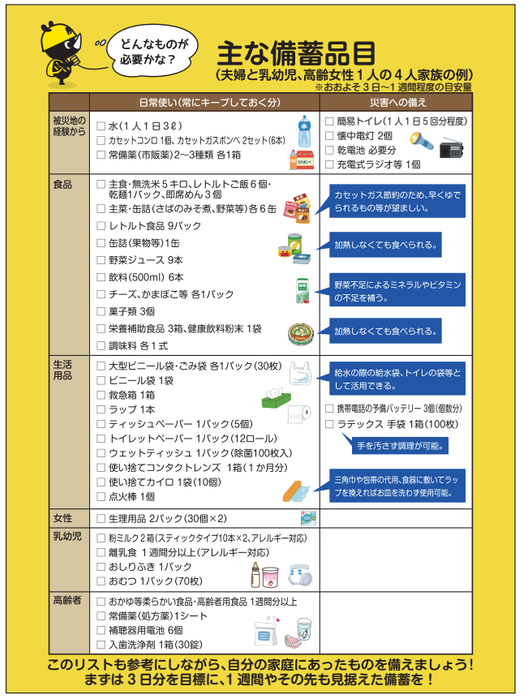

満タン運動

東日本大震災や熊本地震など、大規模な災害が発生した時には、自動車に燃料を供給するため、ガソリンスタンドに長い行列ができました。特に、東日本大震災では、都内のガソリンスタンドでもピーク時に最大120台待ちとなる行列が発生しています。

首都直下地震など、大規模な災害が発生したとき、必ずしも自動車に給油できるとは限りません。そのような事態に備え、日頃から車両の燃料を満タンにするよう、普及啓発を行っています。

啓発ポスター・リーフレット

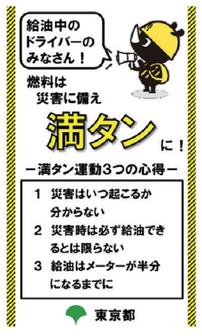

レシートロール紙の裏面

第3部　その他の危機管理

1　新型インフルエンザ

新型インフルエンザとは

新型インフルエンザとは、過去にヒトが感染したことのない新しいタイプのインフルエンザのことです。

平成21年４月に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）は、幸いにして病原性が高いものではなく、平成23年3月末に季節性インフルエンザに移行しました。しかし現在、海外では鳥インフルエンザ（A/H5N1、A/H7N9）等のヒトへの感染が確認されており、これらのウイルスが新型インフルエンザへと変異することが危惧されています。

新型インフルエンザに対して多くのヒトは免疫をもっていないため、世界中で大流行し、人命や社会経済活動に多くの被害をもたらすことが懸念されています。

〔症状について〕

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴をもっていると考えられます。しかし、鳥インフルエンザ（A/H5N1、A/H7N9）などに由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、死に至る可能性が高くなり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されています。

〔新型インフルエンザ発生時の被害想定〕

	東京都	全　国
外来受診者数	378.5万人	約1,300～2,500万人
入院患者数	29.1万人	約53～200万人
死亡者数	1.4万人	約17～64万人

〔過去のインフルエンザの発生〕

名　称	スペインかぜ	アジアかぜ	香港かぜ	新型インフルエンザ(A/H1N1)
発生時期	1918年～1920年	1957年～1958年	1968年～1969年	2009年4月～
世界での死亡者数	2,000万人～5,000万人死亡	100万人～400万人死亡	100万人～400万人死亡	少なくとも18,449人死亡(※)
ウイルス型	A／H1N1	A／H2N2	A／H3N2	A／H1N1

※2010年8月1日現在

日頃から備えましょう

①日頃から感染の予防をしましょう

新型インフルエンザ等の感染症から、感染を防ぐための一般的な予防策は、以下のとおりです。

○咳エチケットに心がける。
・咳などの症状があるときには、マスクをする。
・咳、くしゃみをするときには、口と鼻をティッシュで覆う。
・周りの人から顔をそらす。
○外から帰ったら手洗いをする。
○室内の適度な加湿、換気をする。
○規則正しい生活と休養をとる。
○バランスのとれた食事と適切な水分を補給する。
○必要な時以外は外出を控え、なるべく人混みを避ける。

②備蓄をしましょう

流行のピーク時には、自分が罹患したり、家族の看病で最大４割の人が仕事を休むと想定されており、行政サービスや公共交通機関、物流など様々なサービス提供が低下する可能性があるため、日頃から自自然災害の備えとあわせ、食料品や生活必需品、マスクなどを備蓄する。

新型インフルエンザ等が発生したら

①海外で発生したら

・政府や自治体が発表する新型インフルエンザ等の発生状況、発生国への渡航や帰国に関する情報に注意する。

②国内で発生したら

・感染予防を徹底して行い、政府、自治体、医療機関の指示に従う。
・テレビやラジオ、政府や自治体のホームページなどで情報を得る。
・感染の疑いがある場合（38℃以上の発熱、咳などの自覚症状がある場合等）には、事前に保健所などに電話連絡した上で早期に医療機関で診察を受ける。
・誰もが感染する可能性があり、感染した人の誹謗・中傷を行わない。

なお、政府が緊急事態宣言をした場合は、都は感染拡大防止のために、不要不急の外出を自粛することや、興行場・催物等の制限を要請することがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

新型インフルエンザ等が発生した場合には、世界保健機関（ＷＨＯ）が発生国等を確認し、各国へ周知することとなっています。発生確認後、国は、空港や港湾施設等で発生国からの帰国者への監視を強化するなどの感染防止に努めます。万一、国内で新型インフルエンザ患者が発生した場合には、感染症法に基づく入院勧告等を行い、専門医療機関での診療等を実施します。しかし、さらに感染が拡大し多数の患者が発生した場合には、都や区市町村等が発表する情報をよく確認して受診をしてください。

東京都の取組

都は、平成17年12月に「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄を進めるとともに、平成21年４月に発生した新型インフルエンザ（A／H1N1）の教訓を踏まえて都政の業務を限られた人員で継続できるよう「都政のBCP（新型インフルエンザ編）」を策定するなど新型インフルエンザの流行に備えてきました。

平成25年４月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行され、この法律により、発生時に政府が「緊急事態」を宣言すると、都が外出の自粛や休校、人が集まる施設の使用制限、医薬品や食品の売り渡し等を求めることができること、区市町村が住民のワクチン接種を実施することなどが規定され、対策の実効性がさらに高まりました。

特措法の公布に伴い、都は平成25年３月に「新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、新型インフルエンザが発生した際の都の体制を整備しました。

また、都が既に策定してきた行動計画や新型インフルエンザ対応マニュアル、都政のBCP（新型インフルエンザ編）を一本化し、これに特措法で規定された新たな事項を加え、平成25年11月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、平成30年７月に一部変更しました。

「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」の主な対策	
1 サーベイランス・情報収集	サーベイランス体制を構築し、情報を収集・分析 発生段階に応じたサーベイランスの実施
2 情報提供・共有	都民、事業者への迅速な情報提供（HP、ツイッター） 区市町村、医療機関など関係機関との連携強化
3 都民相談	新型インフルエンザ相談センター設置 感染拡大防止策ほか各種相談対応
4 感染拡大防止	水際対策、感染リスクの高い施設の感染対策 個人の感染予防策や催物等の自粛の呼びかけ
5 予防接種	国が行う登録事業者等への特定接種の協力 区市町村が行う住民接種の支援
6 医療	感染症診療協力医療機関の確保や医薬品等の備蓄 新型インフルエンザ専門外来の設置
7 都民生活及び経済活動の安定の確保	食料・生活必需品の安定供給の確保 区市町村等への要配慮者支援の協力依頼
8 都市機能の維持	ライフライン、公共交通機関、行政機能の維持 都民の安全・安心の確保

今後、関係局や区市町村等と連携した訓練を実施するなど、対応能力の向上に努めていきます。

新型インフルエンザ対策訓練

2　大規模事故等

大規模事故対策

都は、①大規模な火災、②高圧ガス等の危険物の事故、③船舶、飛行機、鉄道等の交通機関の事故により、多数の死傷者が発生する場合等に備え、「東京都地域防災計画（大規模事故編）」において、予防から応急対策及び復旧までの全般的な対策を定めています。

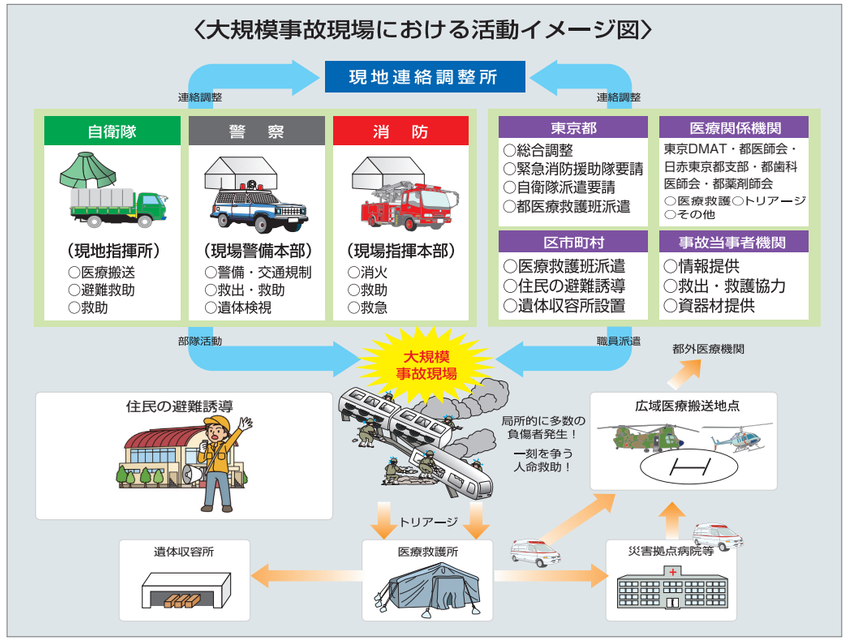

石油コンビナート等防災対策

東京国際空港（羽田空港）において、航空機に燃料を供給する事業者の石油等の貯蔵・取扱量が一定量を超えることから、平成30年８月に、「東京国際空港地区」が石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域に指定されました。

これを受け都は、平成30年10月に施行した「東京都石油コンビナート等防災本部条例」に基づく東京都石油コンビナート等防災本部を設置し、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止を図るとともに、関係地域住民等の生命・身体及び財産を保護するため、防災計画策定等の対策を進めています。

原子力災害対策

都の近くにある原子力施設で原子力緊急事態が発生した場合に備え、「東京都地域防災計画（原子力災害編）」において、情報提供体制の整備などの対策を定めています。

平成24年11月には、東日本大震災の教訓を踏まえ、都内において原子力災害による放射性物質等の影響が懸念される事態への対策を追加しました。

＜主な取組＞

- 空間放射線量や水、食品等の放射性物質の測定と情報提供
- 健康相談窓口の設置、保健所や都立病院における外部被ばく線量等の測定
- 農作物や工業製品等の風評被害の防止

3　武力攻撃事態等

武力攻撃事態等とは

武力攻撃事態等として、多数の人の生命、身体に甚大な被害を及ぼす外国からの武力攻撃（武力攻撃事態）や、大規模テロ（緊急対処事態）があります。

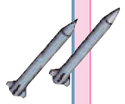

武力攻撃事態	緊急対処事態（大規模テロ等）
①着上陸侵攻	①危険物資を有する施設への攻撃（ガス貯蔵施設等）
②ゲリラ・特殊部隊による攻撃	②大規模集客施設等への攻撃（駅、列車、劇場等）
③弾道ミサイル攻撃	③大量殺傷物資による攻撃（炭疽菌、サリン等）
④航空攻撃	④交通機関を破壊手段とした攻撃（航空機による自爆テロ等）

東京都国民保護計画とは

平成15年の武力攻撃事態対処法施行後、平成16年に施行された国民保護法では、万一外国からの武力攻撃や大規模テロ等が発生した際に、国と都道府県、区市町村などが連携協力し、住民の避難や救援など国民の保護のための措置を実施する体制等について定めています。

都は、外国からの武力攻撃や大規模テロ等の発生に備えて、迅速・的確に国民保護措置を行うため、平成18年に東京都国民保護計画を策定し、平素から危機情報の収集や警戒・初動対応力の強化などに取り組んでいます。また、テロが発生したときは、国による事態認定の下、都、区市町村、警察・消防等関係機関と協力し、住民の避難や救援などを行います。

①平素からの取組み

- 常にテロの兆候や情報を収集し、必要な警戒を行います。
- 区市町村や事業者と連携し、テロを想定した図上訓練や実働訓練を実施します。
- 大規模集客施設を管理する事業者等と、危機管理体制や連携の強化、情報の共有化を図る「テロ等の危機に関する事業者連絡会」を設置し、セミナーを開催するなど連携を強化しています。

②武力攻撃やテロ発生時の対処

- 区市町村では、Ｊアラートや防災行政無線等を通じて、住民の皆さんに警報を伝えます。
- 関係機関と現地連絡調整所を設置し、現地の状況に応じ、迅速・的確に対処します。
- 災害の拡大を防止するため、鉄道の運行停止要請やライフライン等の警戒要請を行います。

平成29年度東京都
国民保護共同図上訓練

平成30年度東京都・江東区
国民保護（大規模テロ災害対処）訓練

全国瞬時警報システム（Jアラート）

弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステム。

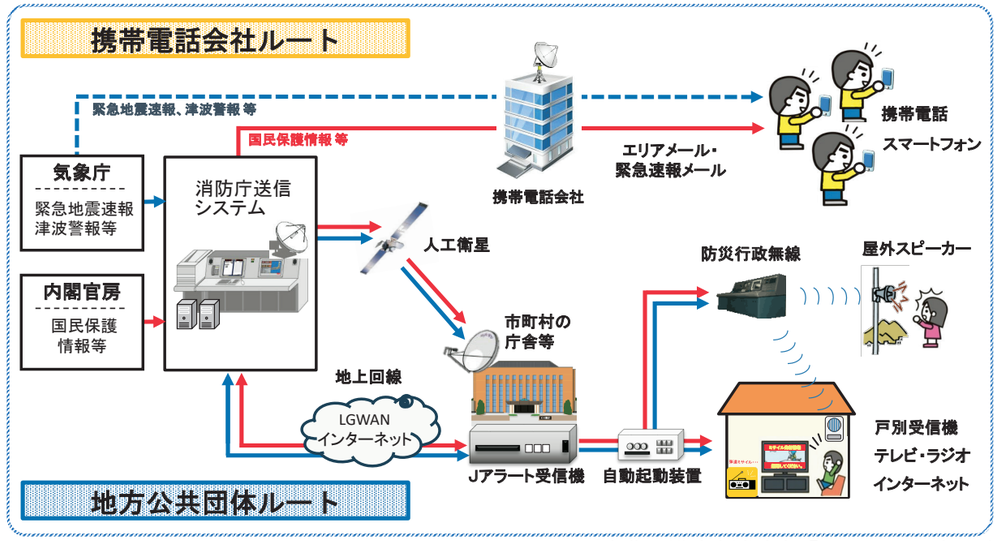

【出典：総務省消防庁「Jアラートの概要」】

避難行動について

弾道ミサイルのほか、テロにおいては爆弾による爆発や大量殺傷物質（N:核物質、B:生物剤、C:化学剤、R:放射性物質）などが用いられることも考慮しなくてはなりません。

特に、NBCRテロが起こった場合は、原因物質に応じた対応が必要となります。実際にこうした事態に遭遇した場合には、テレビやラジオなどを通じて情報収集に努め、行政機関からの指示などに従って、落ち着いて行動することが重要です。

①弾道ミサイルからの避難

屋外にいる場合は近隣の建物や地下街などに避難します。屋内にいる場合は窓から離れるか窓の無い部屋に移動しましょう。

②爆発からの避難

爆発が起こったら、すぐに姿勢を低くして、頑丈なテーブルなどの下に身を隠します。爆発は複数回続く場合もあるので、安全な場所へ避難しましょう。

③核爆発や放射能汚染からの避難

核爆発が起こったら、遮蔽物の陰に身を隠し、地下施設や頑丈な建物の中へ避難しましょう。

また、ダーティボムと呼ばれる爆弾は、着弾後に放射能汚染を引き起こすので、行政機関の指示などに従い医師の診断を受けましょう。

④化学剤や生物剤攻撃からの避難

口や鼻をハンカチで覆いながら、その場からすぐに離れ、密閉性の高い屋内や風上の高台など、汚染のおそれのない安全な場所へ避難しましょう。

第4部　都の危機管理体制

1　東京都地域防災計画

東京都地域防災計画は、災害対策基本法に基づき東京都防災会議が策定する計画で、震災編、風水害編、火山編、大規模事故編、原子力災害編を策定しています。震災等に係る予防対策、応急・復旧対策等を実施し、都民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

平成24年11月には、同年4月に公表した首都直下地震等の被害想定や、東日本大震災から得られた教訓等を踏まえ、本計画の抜本的な見直しを行い、その後、平成25年5月には、南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定をまとめ、この被害想定や国の南海トラフ地震対策特別措置法改正などの動向等を踏まえて、平成26年7月に南海トラフ地震対策を中心に、「震災編」の修正を行いました。あわせて、平成25年10月に発生した大島での土砂災害の教訓等を踏まえて「風水害編」も平成26年7月に修正を行いました。また、活動火山対策特別措置法に基づく火山防災協議会の検討成果等を踏まえ、平成30年12月に「火山編」の修正を行いました。

東京都地域防災計画（震災編）の主な内容

被害想定

最大死者数約1万人、最大避難者数約339万人、帰宅困難者数約517万人など重大な人的被害が発生全壊・焼失棟数約30万棟、断水率約35%など、住宅やライフライン等に大きな被害

被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

目標1

1 死者を約6,000人減少（約6割）
2 避難者を約150万人減少（約4割）
3 建築物の全壊・焼失棟数を20万棟減少（約6割）
など

目標2

1 中枢機能を支える機関（国、都、病院等）の機能停止を回避
2 企業等の備蓄や一時滞在施設確保により、帰宅困難者の安全確保
など

目標3

1 ライフラインを60日以内に95%以上回復
電力7日・通信14日・上下水道30日・ガス60日
2 早期に被災者の生活再建への道筋をつける
など

2　セーフ シティ東京防災プラン

地震、風水害及び火山噴火など自然災害に対して、都民・地域、企業、行政があらかじめ行うべき防災の取組を迅速に進めていくため、2020年までの事業計画として「セーフ シティ東京防災プラン」を平成30年3月に策定しました。計画期間中は、毎年度、「進捗レポート」を策定し、「セーフ シティ東京防災プラン」に掲げた取組等の進捗状況を明らかにしていきます。

今後とも、都が実施する取組について、国や区市町村などの動向も踏まえながら、防災施策を着実に推進していきます。

3　都の危機管理体制

都の危機管理体制

　都は、直面する危機から、都民の生命と財産を守るために、全国の自治体に先駆けて、平成15年4月から危機管理組織を明確にし、自然災害だけでなく、テロなどの人為災害にも対応できるよう体制を強化しました。
　危機管理監が災害の発生時に知事から直接指揮を受け、庁内各局の調整や区市町村・関係機関との情報連絡を行う体制となっています。

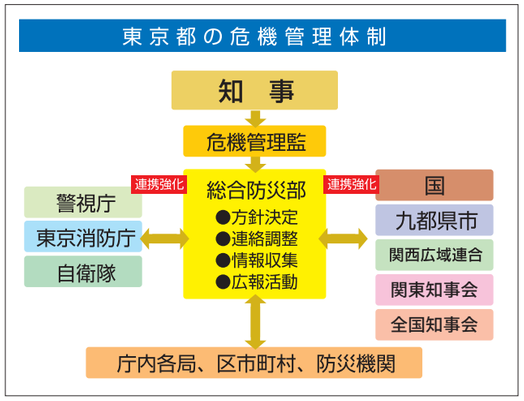

都の災害対応

　災害が発生した場合には、職員は、あらかじめ定められた集合基準どおりに、東京都防災センターをはじめ、勤務する事業所へ迅速に集合するなどの初動態勢をとり、災害対応にあたります。
　災害対応の具体的な活動として、災害情報の収集・伝達や消火活動、救助・救急、交通規制による輸送路の確保及び住民の避難・保護等、人命に係る対応を優先するとともに、国、区市町村、警視庁、東京消防庁及び防災関係機関と連携し、応急対策活動を行います。また、自衛隊に対して、災害派遣の要請も行います。

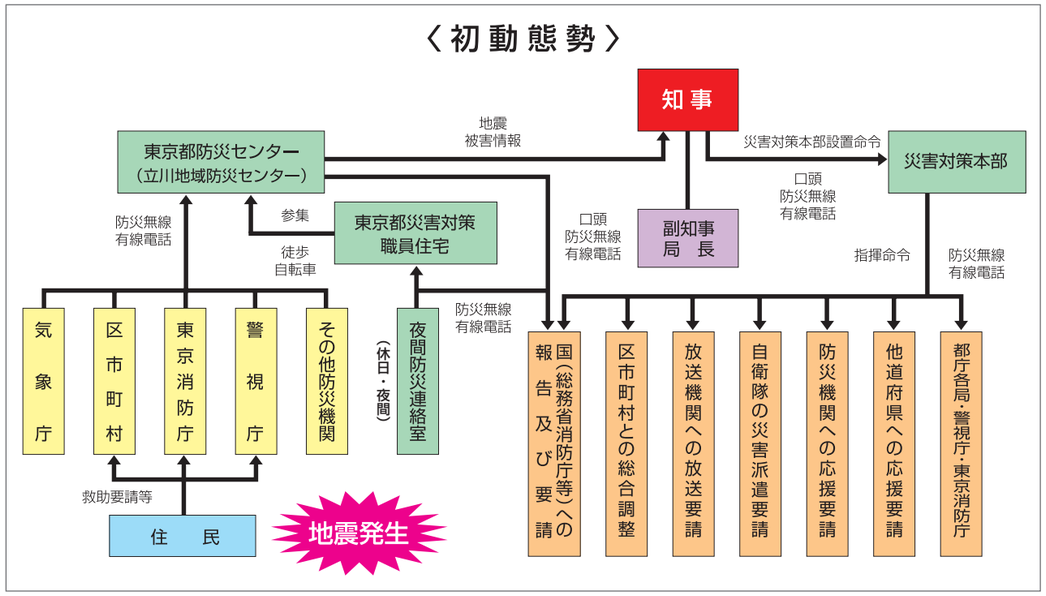

相互応援協力

①　地震による被害が広範囲に及ぶ場合、都の防災機関のみでは対応が困難になるおそれがあります。そのような場合に備え、東京都では、他自治体と、食料・飲料水及び生活必需品の供給や、医療救護等を中心とした相互応援協定を結んでいます。

全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定　（平成8年7月締結）
大都市災害時相互応援に関する協定　（昭和61年10月締結）
1都9県（関東地方知事会）との震災時等の相互応援に関する協定　（昭和52年6月締結）
九都県市災害時相互応援に関する協定　（平成22年4月締結）
関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定　（平成26年3月締結）

九都県市

関西広域連合

②　都は、防災関係機関等との連携も強化しています。東京都医師会等と医療救護班の派遣に係る協定を結んでいるほか、民間団体との間でも、震災時に積極的な協力が得られるよう、生活必需物資の供給や応急仮設住宅の建設及び建設資器材の提供についての協定を結ぶなど、協力体制を確立しています。

4　防災訓練

防災訓練の意義

　災害時に被害を拡大させないためには、普段からの準備が重要です。都が実施する防災訓練では、住民参加による消火・救出等の体験型訓練中心に実践的な訓練に取り組んでおり、都民、区市町村、関係防災機関との連携を深めながら防災力の向上を図っています。

総合防災訓練の様子

防災訓練の実施

主な訓練		【実績】 夏：総合防災訓練 秋：島しょ総合防災訓練
実働訓練	春：風水害対策訓練	東京都は、各年度とも次の自治体と合同で総合防災訓練を行った。 ○平成18年度：足立区、大島町 ○平成19年度：昭島市・福生市・武蔵村山市・羽村市・瑞穂町 ○平成20年度：中央区・江東区、八丈町・青ヶ島村 ○平成21年度：世田谷区・調布市 ○平成22年度：文京区、新島村 ○平成23年度：小平市・西東京市・武蔵野市・小金井市 ○平成24年度：目黒区、神津島村 ○平成25年度：あきる野市、新島村 ○平成26年度：杉並区、三宅村・御蔵島村（中止） ○平成27年度：立川市、三宅村・御蔵島村 ○平成28年度：墨田区・葛飾区、大島町・利島村 ○平成29年度：調布市、八丈町・青ヶ島村 ○平成30年度：中央区・港区、小笠原村 ○令和元年度：多摩市 【主な参加機関】 東京都、都内区市町村、警視庁、東京消防庁、自衛隊、海上保安庁、ライフライン各社、道路事業各社、物流事業各社　他
	夏：総合防災訓練	
	秋：島しょ総合防災訓練	
	冬：帰宅困難者対策訓練	
	その他：職員非常参集訓練 大規模テロ対処訓練（図上訓練含む） 新型インフルエンザ対応訓練（図上訓練含む）	
図上・通信訓練等	定期災害通信訓練	
	東京都図上訓練	
	九都県市合同図上訓練 ※隔年実施	

都立学校の実践的な防災訓練

○一泊二日宿泊防災訓練

災害発生時にまず自分の命を守り、次に身近な人を助け、さらに避難所の運営補助など地域の防災活動に貢献できる自助・共助の心をもった人材を育てることを目的として、平成24年度から全ての都立高校で実施しています。

各学校では、自校の防災に関する取組の企画・立案を行う高校生の防災組織（防災活動支援隊）を中心として、発災時を想定し、地域、消防、警察、水道局、日本赤十字社、防衛省等の外部機関と連携した初期消火訓練、応急救護訓練等、並びに備蓄食糧準備訓練や校内での就寝訓練などを行い、緊急時の対応や心構えを学んでいます。

また、都立特別支援学校では、平成26年度から、段階的に実施校を増やし、各校の実情や障害の程度等に応じた訓練を行ってきました。平成29年度からは、全ての都立特別支援学校で一泊二日の宿泊防災訓練を実施し、地域や関係機関と連携した取組を工夫しています。

毛布を使用した救急搬送体験

煙ハウス体験

起震車体験

第5部　資料編

東京における過去の主な災害

地震				
年　月　日		災害名	主な被害	摘要
昭和	42.4.6～11	神津島近海群発地震	軽傷３名、全半壊 16 他	
	47.2.29	八丈近海地震	軽傷３名他	
	53.1.14	伊豆大島近海地震	一部損壊 211	
	55.6.29	伊豆半島東方沖地震	大島で震度５、東京で震度４	
	55.9.24	茨城県南西部地震	重傷１名、軽傷３名	
	55.9.25	千葉県中部地震	死者１名、軽傷 32 名	
	59.3.6	鳥島沖地震	軽傷１名	
	60.10.4	茨城・千葉県境地震	重傷５名、軽傷 10 名	
	62.12.17	千葉県東方沖地震	重傷３名、軽傷７名	
	63.3.18	東京都東部地震	重傷１名、軽傷６名	
平成	元.3.6	茨城千葉県北部地震	軽傷１名	
	2.2.20	伊豆大島近海地震	重傷１名	
	4.2.2	東京湾地震	東京震度５、負傷者 22 名	
	4.6.15	神津島地震	軽傷１名、神津島震度５	
	5.10.12	東海道はるか沖を震源とする地震	死者１名、重傷２名、軽傷２名	
	7.12.19	伊豆半島南西沖地震	神津島震度５	
	11.3.14	神津島近海地震	神津島震度５弱	
	12.7.1	伊豆諸島近海地震	死者１名、重傷１名、軽傷 13 名、全半壊 34 他	
	13.7.5	青ヶ島近海群発地震	道路被害４箇所	
	15.5.12	茨城県南部地震	軽傷２名	
	15.9.20	千葉県東方沖地震	軽傷８名	
	15.10.15	千葉県北西部地震	軽傷２名	
	16.10.7	茨城県南部地震	軽傷１名	
	17.7.23	千葉県北西部地震	重傷１名、軽傷 11 名、一部損壊４他	
	21.8.11	駿河湾を震源とする地震	軽傷１名	
	23.3.11	東日本大震災	東京で震度５強、死者７名、負傷者 117 名、全壊 17 件、半壊 195 件	災害救助法適用
	26.5.5	伊豆大島近海を震源とする地震	千代田区で震度５弱、軽傷３名	
	27.5.30	小笠原諸島西方沖を震源とする地震	小笠原村で震度５強、軽傷３名	
	27.9.12	東京湾を震源とする地震	調布市で震度５弱、重傷１名、軽傷５名	

東京における過去の主な災害

風水害				
年　月　日		災害名	主な被害	摘要
昭和	40.9.16～18	台風第２４号	死者６名、重傷３名、軽傷７名、全半壊 14 他（都内全域）	
	41.6.27～28	台風第４号	死者２名、行方不明１名、重傷２名、軽傷４名、全半壊 32 他（都内全域）	災害救助法適用
	41.9.24～25	台風第２６号	死者５名、重傷 24 名、軽傷 289 名、全半壊 3,311（多摩地区）	災害救助法適用
	46.8.31	台風第２３号	死者３名、半壊１他（区部・多摩地区）	災害対策本部設置
	49.7.20	雷雨	死者１名、軽傷２名、半壊３他（区部・多摩地区）	
	52.7.7	雷雨	死者１名、軽傷１名、半壊２他（多摩地区）	災害救助法適用
	54.10.19	台風第２０号	死者５名、重傷 10 名、軽傷 71 名、全半壊 391 他（都内全域）	災害救助法適用
	55.9.10～11	台風第１３号	死者１名、軽傷１名他（区部・多摩地区）	
	57.11.30	大雨	死者１名、軽傷１名他（区部・多摩地区）	
	60.7.14	大雨	死者１名、軽傷１名他（区部）	
	61.3.23	大雨及び大雪	死者２名、重傷１名、軽傷８名他（都内全域・大島）	
	62.7.25	大雨	死者１名、軽傷１名他（都内全域）	
	62.7.31	大雨	死者１名、軽傷２名（区部）	
平成	元.8.27	台風第１７号	死者１名他（青梅ほか）	
	2.8.10	台風第１１号	死者１名他（都内全域）	
	3.8.20	大雨	死者３名、行方不明１名、軽傷２名、全半壊６他（都内全域）	
	3.9.19～20	台風第１８号	死者１名、重傷１名、軽傷２名、全半壊４他（都内全域）	
	9.6.20	台風第７号	死者１名、重傷１名、軽傷２名他（渋谷・武蔵村山ほか）	
	9.9.21～25	台風第２４号	死者３名、軽傷３名、全半壊８他（小笠原）	
	10.1.15	大雪	死者１名、軽傷２名他（都内各地）	
	11.7.21	大雨	死者１名、重傷１名、軽傷２名他（新宿区・杉並区ほか）	
	13.9.10	台風第 15 号	死者１名、軽傷１名他（全域）	
	17.9.4～5	大雨	床上浸水 2,972、床下浸水 2,644	災害救助法適用
	18.9.11	大雨	床上浸水 32、床下浸水 54	
	19.9.6～7	台風第９号	軽傷３名、半壊７、一部損壊 166 他	
	20.7.8	短時間集中豪雨	死者１名	
	20.8.5	集中豪雨	死者５名、床上浸水 86 他	
	20.8.28～30	大雨	全壊１、一部損壊４他	
	21.8.9～10	大雨	軽傷５名、床上浸水 61 他	
	21.10.8	台風第 18 号	軽傷４名、全壊１、一部損壊 20 他	
	22.7.5	大雨	行方不明２名、床上浸水 381、床下浸水 401	
	22.12.3	大雨	死者１名、負傷者１名、床上浸水 14、床下浸水 14	
	23.8.26	大雨	床上浸水 174、床下浸水 153	
	23.9.21	台風第 15 号	負傷者 11 名、全壊１、半壊５、床下浸水１	
	24.2.29	大雪	重傷１名	
	24.4.3	大雨	軽傷５名、一部破損 14	
	24.6.19	台風第４号	軽傷４名、一部破損９	
	24.9.30	台風第 17 号	軽傷１名、一部破損７	
	25.10.15	台風第 26 号	死者 37 名、行方不明３名（大島町、町田市）	災害救助法適用
	26.2.8	大雪及び大雨	重傷５名、軽傷 61 名	
	26.2.14	大雪及び大雨	重傷６名、軽傷 50 名	
	27.9.8～11	関東・東北豪雨	軽傷１名、床上浸水８、床下浸水 14	
	28.8.21～22	台風第９号	軽傷２名、床上浸水 55、床下浸水 89	
	28.9.20	大雨	軽傷１名	
	29.10.22	台風第 21 号	軽傷１名、床上浸水 18、床下浸水 23、一部損壊 20	
	29.10.29	台風第 22 号	床上浸水４、床下浸水７	
	30.1.22～23	大雪	軽傷 592 名	
令和	元.9.9	台風第 15 号	死者１名、軽傷７名、全壊９、半壊 98 棟、一部破損 1,671、床上浸水 14、床下浸水９	災害救助法適用
	元.10.12	台風第 19 号	死者１名、軽傷 11 名、全壊 23、半壊 170、一部破損 423、床上浸水 823、床下浸水 635	災害救助法適用 災害対策本部設置

東京における過去の主な災害

その他災害				
年月日		災害名	主な被害	摘要
昭和	40.1.11	大島火災	全焼 358	災害対策本部設置 災害救助法適用
	41.2.4	全日本旅客機墜落事故	死者 133 名	
	41.3.4	カナダ航空墜落事故	死者 63 名、行方不明１名、重傷８名	
	47.5.14	矢野口西山土砂崩れ	一部損壊２	
	52.4.7	日原落石事故	半壊１	
	54.2.10	ガス爆発（南池袋マンション）	重傷１名、軽傷 23 名、全半壊９他	
	56.11.2	三宅島竜巻	一部損壊２	
	57.2.8	ホテルニュージャパン火災	死者 32 名、負傷者 150 名	
	57.2.9	日航機墜落事故	死者 24 名、負傷者 150 名	
	57.10.10	土砂崩れ	死者３名、重傷３名	
	58.10.3	三宅島噴火	全壊 340	災害対策本部設置 災害救助法適用
	59.8.11	土砂崩れ	半壊１	
	61.11.21	伊豆大島噴火	一部損壊６	災害対策本部設置 災害救助法適用
	62.5.26	東京電力㈱大井火力発電所火災	死者４名、負傷者１名	
	62.6.6	特別養護老人ホーム松寿園火災	死者 17 名、負傷者 25 名	
平成	元.4.24	八丈島竜巻	半壊１、一部損壊 17	
	元.8.24	江東区高層マンション火災	軽傷６名	
	2.1.22	御徒町付近道路陥没事故	軽傷 10 名	
	2.5.26	第一化成工業爆発火災	死者８名、負傷者 18 名	
	2.6.16	田無・小平竜巻	軽傷２名、一部損壊 61	
	4.12.8	ガス爆発（府中市）	重傷２名、軽傷１名	
	5.2.1	越中島送水管新設工事現場ガス爆発事故（江東区）	死者４名、重傷１名	
	6.9.27	青ヶ島村崖崩れ	死者２名、行方不明１名	
	9.7.2	ダイヤモンドグレース号原油流出事故	軽傷 18 名	
	12.6.27	三宅島噴火災害等	軽傷１名、全半壊 16	災害対策本部設置 災害救助法適用
	13.9.1	新宿歌舞伎町ビル火災	死者 44 名、負傷者３名	
	18.8.14	首都圏大規模停電	東京都を中心とする首都圏一帯 139 万世帯停電	
	19.6.19	渋谷温泉施設爆発事故	死者３名、重傷３名	
	21.10.24	第一幸福丸海難事故	死者１名、行方不明４名	
	26.4.27	都内大規模停電	都内約 30 万軒停電	
	27.7.26	調布市民間小型機墜落事故	死者３名、負傷者９名、全焼１、半焼１	
	28.10.12	都内大規模停電	都内最大約 35 万世帯停電	

防災に関する学習や体験ができる施設

池袋防災館 （東京消防庁 池袋都民防災教育センター）	住　　所　豊島区西池袋２－37－８ Ｔ Ｅ Ｌ　03－3590－6565 定 休 日　火曜日と第３水曜日（祝日にあたる場合はその翌日）、年末年始（12/28～1/4） 開館時間　９：00～17：00 交　　通　JR 池袋駅南口・西口・メトロポリタン口から徒歩５分 Ｕ Ｒ Ｌ　http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-ikbskan/
立川防災館 （東京消防庁 立川都民防災教育センター）	住　　所　立川市泉町 1156－１ Ｔ Ｅ Ｌ　042－521－1119 定 休 日　木曜日と第３金曜日（祝日にあたる場合は直後の平日）、年末年始（12/28～1/4） 開館時間　９：00～17：00 交　　通　JR 立川駅北口からバスにて、「立川消防署」下車 Ｕ Ｒ Ｌ　http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-ttbskan/index.html
本所防災館 （東京消防庁 本所都民防災教育センター）	住　　所　墨田区横川４－６－６ Ｔ Ｅ Ｌ　03－3621－0119 定 休 日　水曜日と第３木曜日（祝日にあたる場合はその翌日）、年末年始（12/28～1/4） 開館時間　９：00～17：00 交　　通　JR 総武線錦糸町駅北口、地下鉄半蔵門線錦糸町駅４番出口から徒歩 10 分 Ｕ Ｒ Ｌ　http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-hjbskan/index.html
東京都震災復興記念館・ 同慰霊堂	住　　所　墨田区横網２－３－25（都立横網町公園　内） Ｔ Ｅ Ｌ　03－3622－1208 定 休 日　月曜日（月曜日が祝日の場合は開館し、翌日休館）、年末年始（12/29～1/3） 開館時間　９：00～17：00 交　　通　JR 両国駅西口から徒歩 10 分、地下鉄大江戸線両国駅 A1 出口から徒歩２分 Ｕ Ｒ Ｌ　http://tokyoireikyoukai.or.jp/
消防博物館	住　　所　新宿区四谷３－10 Ｔ Ｅ Ｌ　03－3353－9119 定 休 日　月曜日（祝日にあたる場合は翌日）、年末年始（12/28～1/4） 開館時間　９：30～17：00 交　　通　地下鉄丸の内線四谷３丁目駅２番出口直結 Ｕ Ｒ Ｌ　http://www.tfd.metro.tokyo.jp/ts/museum.html
そなエリア東京 （東京臨海広域防災公園）	住　　所　江東区有明３－８－35 Ｔ Ｅ Ｌ　03－3529－2180 定 休 日　月曜日（月曜日が祝日の場合は開館し、翌日休館）、年末年始、臨時休館日（詳細は下記ホームページでご確認ください） 開館時間　９：30～17：00 交　　通　りんかい線国際展示場駅から徒歩４分、ゆりかもめ有明駅から徒歩２分 Ｕ Ｒ Ｌ　http://www.tokyorinkai-koen.jp/sonaarea/
（公社）全国市有物件災害共済会 防災専門図書館	住　　所　千代田区平河町２－４－１（日本都市センター会館８F） Ｔ Ｅ Ｌ　03－5216－8716 定 休 日　土・日・祝日・年末年始、館内整理日 開館時間　９：00～17：00 交　　通　地下鉄有楽町線・半蔵門線・南北線永田町駅から徒歩４分 Ｕ Ｒ Ｌ　http://www.city-net.or.jp/library/

区市町村防災担当窓口一覧

区市町村名	防災対策担当課	電話(代表)
千 代 田 区	政策経営部 災害対策･危機管理課	03-3264-2111
中　央　区	総務部 防災課	03-3543-0211
港　　区	防災危機管理室 防災課	03-3578-2111
新　宿　区	危機管理担当部 危機管理課	03-3209-1111
文　京　区	総務部 防災課	03-3812-7111
台　東　区	危機管理室 危機・災害対策課	03-5246-1111
墨　田　区	都市計画部 危機管理担当 防災課	03-5608-1111
江　東　区	総務部 危機管理室 防災課	03-3647-9111
品　川　区	防災まちづくり部 防災課	03-3777-1111
目　黒　区	危機管理室 防災課	03-3715-1111
大　田　区	総務部 防災危機管理課	03-5744-1111
世 田 谷 区	危機管理室 災害対策課	03-5432-1111
渋　谷　区	危機管理対策部 防災課	03-3463-1211
中　野　区	総務部 危機管理課	03-3389-1111
杉　並　区	危機管理室 防災課	03-3312-2111
豊　島　区	総務部 防災危機管理課	03-3981-1111
北　　区	危機管理室 防災課	03-3908-1111
荒　川　区	区民生活部 防災課	03-3802-3111
板　橋　区	危機管理室 防災危機管理課	03-3964-1111
練　馬　区	危機管理室 区民防災課	03-3993-1111
足　立　区	危機管理部 災害対策課	03-3880-5111
葛　飾　区	地域振興部 危機管理課	03-3695-1111
江 戸 川 区	危機管理室 防災危機管理課	03-3652-1151
八 王 子 市	生活安全部 防災課	042-626-3111
立　川　市	市民生活部 防災課	042-523-2111
武 蔵 野 市	防災安全部 防災課	0422-51-5131
三　鷹　市	総務部 防災課	0422-45-1151
青　梅　市	市民安全部 防災課	0428-22-1111
府　中　市	行政管理部 防災危機管理課	042-364-4111
昭　島　市	総務部 防災課	042-544-5111
調　布　市	総務部 総合防災安全課	042-481-7111

区市町村名	防災対策担当課	電話(代表)
町　田　市	防災安全部 防災課	042-722-3111
小 金 井 市	総務部 地域安全課	042-383-1111
小　平　市	総務部 防災危機管理課	042-341-1211
日　野　市	総務部 防災安全課	042-585-1111
東 村 山 市	環境安全部 防災安全課	042-393-5111
国 分 寺 市	総務部 防災安全課	042-325-0111
国　立　市	行政管理部 防災安全課	042-576-2111
福　生　市	総務部 安全安心まちづくり課	042-551-1511
狛　江　市	総務部 安心安全課	03-3430-1111
東 大 和 市	総務部 防災安全課	042-563-2111
清　瀬　市	総務部 防災防犯課	042-492-5111
東久留米市	環境安全部 防災防犯課	042-470-7777
武蔵村山市	総務部 防災安全課	042-565-1111
多　摩　市	総務部 防災安全課	042-375-8111
稲　城　市	消防本部 防災課	042-377-7119
羽　村　市	市民生活部 防災安全課	042-555-1111
あきる野市	総務部 地域防災課	042-558-1111
西 東 京 市	総務部 危機管理課	042-464-1311
瑞　穂　町	住民部 地域課	042-557-0501
日 の 出 町	生活安全安心課	042-597-0511
檜　原　村	総務課	042-598-1011
奥 多 摩 町	総務課	0428-83-2111
大　島　町	防災対策室	04992-2-0035
利　島　村	総務課	04992-9-0011
新　島　村	総務課	04992-5-0240
神 津 島 村	総務課	04992-8-0011
三　宅　村	総務課	04994-5-0981
御 蔵 島 村	総務課	04994-8-2121
八　丈　町	総務課	04996-2-1121
青 ケ 島 村	総務課	04996-9-0111
小 笠 原 村	総務課	04998-2-3111

防災に関するお問合せ

都民の皆さんの防災に関する日常的なお問合せは、各区市町村の防災担当課（63ページ参照）でお受けしていますが、下記のとおり、東京都及び関係機関でもそれぞれ専門的な分野についてのお問合せに応じております（原則として、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時）。

項目	担当部署	連絡先
防災対策一般	総務局 総合防災部 防災管理課	03-5388-2453
地域危険度・木造住宅密集地域への対策	都市整備局 市街地整備部 防災都市づくり課	03-5320-5003
耐震に関すること （住宅・緊急輸送道路沿道建築物） （分譲マンション）	都市整備局 市街地建築部 建築企画課 住宅政策本部 住宅企画部 マンション課	03-5388-3362 03-5320-5004
河川に係る水害	建設局 河川部 防災課	03-5320-5164
医療救護	福祉保健局 医療政策部 救急災害医療課	03-5320-4445

電気	契約先の事業者へお問い合わせください。	
ガス		
電話		
水道	23区内　水道局お客様センター	03-5326-1101
	多摩地区　水道局多摩お客様センター ※武蔵野市、昭島市、羽村市、檜原村及び島しょ部については、各市町村にお問い合わせください。	0570-091-101
下水道	下水道局 総務部 広報サービス課 ※多摩地区については、各市町村にお問い合わせください。	03-5320-6511
警察	警視庁 警備部 災害対策課	03-3581-4321 （内線）55511
消防	東京消防庁 企画調整部 広報課 都民の声係 ※稲城市・島しょ部については、各消防本部・町村にお問合せください。	03-3212-2111 （内線）2326

救急法、奉仕団、救援・救護関係	日本赤十字社 東京都支部	03-5273-6741 （代表）
ボランティア	東京ボランティア・市民活動センター	03-3235-1171 （代表）

東京都防災ガイドブック

印刷物規格表第一類
印刷番号（31）41

音声コード掲載版

令和2年2月発行
編集発行／東京都総務局総合防災部防災管理課
〒163-8001　東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03（5388）2453

印刷　　宮嶋印刷株式会社

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。